

○ 福島信用金庫

10 12 2 1 1 m

FUKUSHIN DISCLOSURE

福島信用金庫のあらまし



写真提供/福島市古関裕而記念館

心つないで奏でる夢を、 地域のあしたへ届けたい。



Profile (令和6年3月末現在)

創立年月日 昭和51年5月1日

本店所在地 福島市万世町1番5号

產 4,861億円

預 金 4,539億円

金 1,924億円

自己資本比率 14.29%(国内基準)

金 16億71百万円

数 31,979名 員

舗 数 24店

常勤役職員数 297名

FUKUSHIN DISCLOSURE 2024 福島信用金庫のあらまし は、信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロー ジャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。

CONTENTS

経営方針	2
沿革・ふくしんのあゆみ	3
ふくしん中期経営計画(令和6年度から令和8年度)	4
地域活性化のための取り組み	5
中小企業経営改善のための取り組み状況	8
トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
令和5年度の業績	12
自己資本の状況	14
不良債権の状況	15
総代会制度	16
金庫組織	18
経営管理態勢	19
人財育成・活気ある職場づくり	24
CS(お客さま満足)向上運動	25
店舗・キャッシュサービスコーナーのご案内	26
しんきんネットワーク	28
業務のご案内	30
手数料のご案内	33
事業の内容	34
咨料炉	35

[表紙の写真]

ふくしんから皆さまへ "夢のある音楽"を



平成31年より当金庫がネーミングライツ・パートナーと なっている「ふくしん夢の音楽堂」。デンマーク製のパイプ オルガンを備えた音楽専用ホールで、福島市のシンボル



的な存在として親しまれて います。当金庫主催の「ふく しん夢の音楽会」もこの音楽 堂を会場とし、地元出身の 作曲家・古関裕而氏の作品 などを多数披露。これからも 地域の皆さまに"夢のある 音楽"を届けるお手伝いが できればと願っています。



理事長 樋口 郁雄

平素より、私ども福島信用金庫に対し格別のご愛顧、ご支援をいただき心より厚く御礼申し上げます。 令和5年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症について、昨年5月にインフルエンザと同等の5類に引き下げられ、政府による行動制限が緩和されたことにより、経済も緩やかな持ち直しの動きが見られるようになりました。しかしながら、地域経済は少子高齢化、人口減少、コロナ禍の長期化による影響、資材燃料価格高騰、人手不足や事業承継の問題など多岐に亘る課題を抱えております。一方で、ウクライナや中東情勢、中国経済の先行きなど地政学的リスクの増大や米欧の中央銀行の金融引き締めに伴う円安問題、日本銀行は3月の金融政策決定会合においてマイナス金利の解除に踏み切り、金融政策の正常化に踏み出すなど国内外の政治経済金融情勢は不確実性が長期化しており、様々な変革の波が押し寄せております。

このような状況の中、中期経営計画『ふくしん支援力の強化と変革への挑戦3か年計画』の最終年度となる令和5年度は、「鳶目兎耳」、「万里一空」、「和衷協同」の3つのキーワードを支柱とし、お取引先に寄り添った金融支援、外部機関と連携しながらの本業支援といった金融仲介機能発揮に積極的に取り組んで参りました。また、しんきん法人ポータル「ケイエール」を通じたお取引先のDX支援のほか、地域活性化を図るため伊達市産の農産物を使用した「四季の宅配便開発」プロジェクトや県内5信用金庫と連携した「奥州街道御宿場印めぐり」福島プロジェクト等に取り組むなど、持続可能な地域社会経済の構築に向け役職員一丸となり尽力して参りました。

お蔭様をもちまして、令和5年度決算は増収増益となり、20期連続の黒字決算となりましたことは、偏に地域の皆さま方の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本年度も、当金庫の経営状況と事業内容をまとめたディスクロージャー誌「福島信用金庫のあらまし2024」を作成しましたので、当金庫へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸甚と存じます。

令和6年度は、新中期経営計画『ふくしん未来を拓く変革への挑戦3か年計画』の初年度となります。 コロナ禍を経て、社会における人口減少や少子高齢化の更なる進展、デジタル化の加速や金利の正常 化等、多岐にわたる環境変化が生じています。このような状況の中、お取引先と地域経済が力強く回復 できますよう、お客さまに寄り添い、外部機関や業界ネットワークを活用して持続可能なビジネスモデルを 確立いたします。信用金庫の基本理念である相互扶助の精神のもと、地域のお客さまとの信頼関係を 深め、今年のキーワードである「龍門飛躍」「百折不撓」「上下一心」を精神的支柱とし、この難局を乗り 越えるべく困難に立ち向かって参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■コーポレートメッセージ

暮しのとなりに、いつもふくしん

当金庫は、「暮しのとなりに、いつもふくしん」をコーポレートメッセージに3つの経営理念を掲げ、地域の繁栄と地域住民の豊かな暮しづくりに貢献することを目指しています。

経営理念

地域の繁栄

地域の繁栄と 豊かな暮しづくりに 貢献する

金庫の発展

心を合わせ積極的に 業務を展開し、強靱な 経営体質を作る

職員の幸せ

活気に満ち、 豊かな働きがいの ある職場とする

シンボルマーク



当金庫のイメージに重ね、桃の特徴を活かしたシンプルでまるやかな曲線で表現しています。

また、まろやかな曲線の円形は、当金庫を中心とした地域の「輪」、地元の「和」にもつながり、福島信用金庫のイメージである「身近にあって、親しみやすい金融機関」を表現しています。

福島信用金庫歌

福島信用金庫歌 作詞:福島信用金庫職員 作曲・編曲:西崎 進

- 1. この町で生まれ この町と共に歩む いつも笑顔を絶やさず 感謝の気持ちを忘れず 吾妻の峰に広がる暮らし あふれる光と希望 つなぎ合う心で 夢を育む ふくしん ふくしん 福島信用金庫
- 2. 今日の出会いが 明日に重なりあって そして未来を創ろう 私の皆の手と手で 桃源郷に花は開いて きらめく生命のいぶき つなぎ合う想いは 愛のふるさと ふくしん ふくしん 福島信用金庫
- 3. 弛まず進もう 豊かな大地の元に 理念の翼をひろげて 輝く世界を謳おう 阿武隈川の清き流れは 大きなめぐみと力 つなぎ合う絆は 強く限りなく ふくしん ふくしん 福島信用金庫

沿革・ふくしんのあゆみ

●沿 革

福島信用金庫は福陽信用金庫と伊達中央信用 金庫が、1976(昭和51)年5月1日に対等合併 し、地域の期待を受けて福島市を本店とする 《福島信用金庫》として発足しました。

福陽信用金庫

福島市信用金庫(大正7年4月設立)と太陽信用金庫 (昭和25年8月設立)が昭和34年7月に合併して福陽 信用金庫となり、さらに昭和45年7月飯坂信用金庫(大正 2年4月設立)と合併いたしました。

伊達中央信用金庫

昭和25年7月桑折信用組合として設立、26年7月 伊達中央信用組合と改称、27年7月伊達中央信用金庫 と改組しております。



昭和34年合併

太陽信用金庫 昭和25年設立

福島市信用金庫 大正7年設立 旧太陽信用組合が 旧福島市信用組合 昭和26年に改組 が昭和26年に改組

昭和45年合併 飯坂信用金庫

大正2年設立 旧飯坂信用組合が 昭和26年に改組

昭和25年設立 旧桑折信用組合が 昭和26年に伊達中 央信用組合へ改称、 昭和27年に改組

●ふくしんのあゆみ

			福島信用金庫発足(福陽・伊達中央両金庫合併)	1	1992(平成4)年	1月	情報誌「FBIリポート」を創刊
	1976(昭和51)年	5月	角田林兵衛会長·佐藤長男理事長就任(預金量578億円)	d	1002 (W. C.) (E.	5月	東北地区信用金庫共同事務センターへ加盟
		11月	吉井田支店(福島市吉倉)を開設	99	1993(平成5)年	5月	県内信用金庫「一斉清掃奉仕作業」に参加(以後毎年春・秋2回実施)
		4月	福島市及び伊達郡管内9町へ社会福祉基金等の寄贈(2011年まで実施)	0	1995(平成7)年	6月	松川支店(福島市松川町)新設オープン
1		7月	浜田町支店(福島市浜田町)を開設、大町支店を廃店	集	1996(平成8)年	4月	合併創立20周年記念パーティ開催
9	1977(昭和52)年	8月	福島わらじまつりに役職員初参加(以後毎年継続参加)	16	1997(平成9)年	11月	預金量2,500億円突破
7		10月	第14回全国杉の子大会福島市(幹事当金庫)で開催		2002(平成14)年	7月	総合相談センター「ふれあい通り一丁目」(福島市万世町)オープン
Ó		11月	ふくしん年金友の会発足	2	2003 (平成15)年	3月	国見支店(伊達郡国見町)店舗移転オープン
年	1978(昭和53)年	9月	ふくしん会発足	Ō		3月	中央支店廃店(本店へ統合)
代		2月	為替・全銀データ通信システムへ加入	Ŏ	2004(平成16)年	6月	黒沢勇理事長就任
		3月	第1回ふくしん会講演会開催(以後毎年継続開催)	Ŏ		11月	北支店(福島市南矢野目)店舗新築移転を機に日曜営業開始
	1979(昭和54)年	6月	第1回ふくしん年金友の会旅行実施(2019年まで実施)	年	2006 (平成18)年	12月	南支店、店舗新築移転を機に日曜営業開始
		9月	第1回ふくしん年金友の会"会員憩いの集い"開催(以後隔年開催)	祇	2000 (37 + 24) (7	2	西・あづま支店統合。新西支店(福島市南中央)オープンを機に
		10月	自営オンラインスタート		2009(平成21)年	3月	日曜営業開始
	1980 (昭和55)年	11月	八島田支店(福島市八島田)を開設、曽根田支店を廃店			3月	「東日本大震災復興資金」を被災者の支援のため新発売
		5月	吾妻哲夫理事長就任	2	2011 (平成23)年	4月	預金量3,000億円突破
	1981 (昭和56)年	6月	合併創立5周年躍進大会開催			5月	日曜営業店舗を北支店・南支店の2店とする
		9月	預金量1,000億円突破		2012(平成24)年	6月	樋□郁雄理事長就任
	1982(昭和57)年	11月	第1回ふくしん年金友の会ゲートボール大会開催			10月	吉井田支店(福島市吉倉)店舗新築移転
	1983 (昭和58)年	11月	岡山支店(福島市岡部)を開設		2013(平成25)年	7.0	「東北・夢の桜街道運動」第1回児童絵画コンクール表彰式開催
1	1984(昭和59)年	6月	南支店(福島市黒岩)を開設			7月	(以降毎年継続開催)
9	1985 (昭和60)年	3月	森合支店(福島市森合)を開設	Ō	0 1 0 2014(平成26)年 年 代	3月	東・浜田町支店統合。新「東支店」オープン
8		5月	合併創立10周年記念式典挙行	1		3月	第1回ふくしん「こども応援賞」表彰式開催(以降毎年継続開催)
Ō			記念事業として管内市町に社会福祉基金、緑化基金並びに交通安全			5月	飯坂温泉の街なみに合わせ、飯坂支店店舗新築オープン
集	1986(昭和61)年		協会に交通安全対策基金を寄贈。公共施設に屋外用ベンチ寄贈	集		12月	県内8信用金庫による「大規模災害時における相互支援に係る
代		5月	ほうらい支店(福島市蓬莱町)を開設	代		12月	協定書」締結
		10月	当金庫初の中小企業診断士誕生			5月	合併創立40周年記念式典挙行、「福島信用金庫歌」完成
		4月	平野支店(福島市飯坂町平野)を開設		2016 (平成28)年	5月	合併創立40周年を記念して、総額190万円を管内2市3町へ寄贈
	1987(昭和62)年	10月	新ロゴタイプとシンボルマークを制定		2010(+1,20)4	6月	「ふくしま夢の懸け橋ファンド」設立発表会
		11月	瀬上支店(福島市瀬上町)を開設			11月	READYFOR㈱とクラウドファンディングサービスの提携
	1988 (昭和63)年	10月	預金量1,500億円突破		2018 (平成30)年	9月	掛田・月舘支店を統合し、「霊山おてひめ支店」オープン
	1989(平成元)年	4月	鎌田支店(福島市本内)を開設		2010	4月	「ふくしん夢の音楽堂」ネーミングライツ記念コンサート
1		5月	合併創立15周年を記念し"暮しのとなりに、いつもふくしん"を		2019 (平成31·令和元)年	4/3	「ふくしん夢の音楽会」開催
9	1990(平成2)年	5/)	合言葉に地域密着運動を展開			6月	預金量4,000億円突破
9		7月	都銀、地銀とCDオンライン提携	2	2020(今和2)年	4月	県内8信用金庫「SDGs 共同宣言」
0		8月	オンライン提携を都銀、地銀、第二地銀、信組、農協、労金に拡大	0	2020(令和2)年	4月	ホームページ全面リニューアル
年	1991(平成3)年	11月	あづま支店(福島市南中央)を開設	2	2022(令和4)年	10月	駅前支店を本店内へ移転
代		12月	預金量2,000億円突破	在	2023 (令和5)年	3月	ほうらい支店を南支店内へ移転
	1992(平成4)年	1月	「新経営理念の制定」(地域の繁栄と金庫の発展そして職員の幸せ)	笩	2020 (13/113) 7	10月	「奥州街道御宿場印めぐり」プロジェクトスタート

ふくしん中期経営計画(令和6年度から令和8年度)

ふくしん 『未来を拓く変革への挑戦』 3か年計画

~信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して~

3か年計画初年度(令和6年度)キーワード

「龍門飛躍」「百折不撓」「上下一心」

目指すべき姿

会員、お客さま、そして職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る。

金融・非金融の課題解決を通じ、 お客さまの幸せに貢献

職員が幸せに働ける 環境の整備 金融を通じた持続可能な地域社会構築への貢献



地域活性化のための取り組み

地域創生のための取り組み

当金庫は、福島市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町との間で「地域密着総合連携協定」を締結し、自治体と連携 して地域の課題解決や活性化、地域経済の発展に取り組んでおります。

福島市

「いきいき! ふくしラボ」

障害者福祉サービス事業所と 福島市内の若手パティシエが共同 で、地元産の米、ゴボウ、里芋、ネギ などを活用したスイーツ商品の開発 を行いました。試食会を開催、その 後ブラッシュアップを行い、福島 県観光物産館で販売をスタートし ました。また、当金庫から「商品 開発プレート」を障害者福祉サー ビス事業所へ贈呈いたしました。





試食会

開催日 令和6年1月23日(火)

場 所 キョウワグループ・テルサホール

伊達市

四季の宅配便開発プロジェクト

伊達市内4支店長の推薦する地元のお菓子屋さんや聖光 学院高等学校の学生がメンバーとなり、伊達市産の四季 のフルーツを使用した「四季の宅配便」の商品開発を行い ました。専用ECサイトを立ち上げ、モニター販売により商品 のブラッシュアップを行い、令和6年5月1日より順次本格 販売いたしました。





桑折町

「みんなで悩みを話しちゃおう! こおり子育てCafé」

子育て真っ最中の 世代を対象に、女性 に負担が偏りがちな 育児について、講演 やワークショップを通 して、参加者が日頃 の子育ての悩みや不 安を共有する機会と なりました。



開催日 令和6年2月23日(金・祝)

桑折町多目的スタジオ「イコーゼ!」

テーマ [パパもママも笑顔でいるために必要なこと]

師 しゅふコミ地域ぐるみ子育て研究所 代表 横尾 恵美氏

国見町

「ホスピタリティ向上研修|

国見町役場職員と当金 庫職員計58名が2回に分 かれて参加し、お客さまに 喜ばれる接遇の基本から アサーティブコミュニケー ションのDESC法の4つの ステップまで、実践的な カリキュラムにより、交流 を深めながら学びました。



開催日●令和5年7月25日(火) 場 所●国見町役場

テーマ●「ホスピタリティ向上研修

~接遇向上は国見町民の満足度向上~」

師 株式会社スマイルアップ代表取締役 大原 美代子氏

川俣町

「生理についての ワークショップ in 川俣高校

持続可能な開発目標(SDGs) の5番目の目標である「ジェン ダー平等を実現しよう」に焦点 を当て、地域協働推進校として 実績のある福島県立川俣高等 学校の1、2年生計39名が参加



し、ワークショップを開催しました。生理の学習を通して、 男女がお互いへの理解を深めることができました。

開催日 ● 令和6年3月15日(金) 場 所 ● 福島県立川俣高等学校

テーマ 「考えよう!未来につながる体のこと ~生理についてのセミナー・ワークショップ~」

師 株式会社Be-A Japan 代表取締役 髙橋 くみ氏

商品開発責任者 中村 千春氏

奥州街道

「奥州街道御宿場印めぐり」 福島県プロジェクト

福島県内の5信用金庫(白河、須賀川、郡山、二本松、福島) が共同で始めたプロジェクトで、奥州街道の「白坂宿」 から「貝田宿」までの32の宿場ごとに「御宿場印」を作成し、 令和5年10月14日(土)から販売をスタートしました。



詳しくは コチラから▼



地域活性化のための取り組み

SDGs[持続可能な開発目標]への取り組み

福島県8信用金庫「SDGs共同宣言」

共同宣言

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域 特性を踏まえながら福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。







































SDGs活動方針

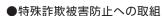
1 地域経済

8 BARRE 9 SECRETA

- ●経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- ●クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- ●中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱
- ●信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- ●保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施
- ●中小企業者に対する融資商品「SDGs サポートローン」の取扱

2 地域社会





●高齢化社会に向けた各種相談会の実施と 「後見支援預金」の取扱



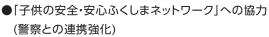












- ●地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の 成長と地域経済の活性化
- ●子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- ●子供の未来応援国民運動への参加(古本募金、職員募金活動の実施)

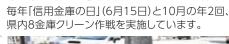
3 地域環境

- ●地球温暖化防止対策推進のため [福島議定書]への参加
- ●クリーン作戦の共同実施
- ●クールビズ・ウォームビズの共同実施
- ●災害用備蓄品の配備
- ●ペーパーレス化への取組
- ●CO₂排出量算出クラウドサービス[e-dash]を 活用した脱炭素化支援

小学生向け金融教室 「ふくしん マネースクール」







「信用金庫の日」県内8金庫クリーン作戦











社会貢献活動・CSR(企業の社会的責任)への取り組み

当金庫はSDGsの取り組みの他、「地域との共存共栄」を願い、地域社会発展のため様々な活動を行っております。

地域の子どもたちのために

●第11回ふくしん「東北・夢の桜街道」児童絵画コンクール

福島の明日を担う子どもたちが地元のさくらを描くことで、自然を大切にする心、郷土を愛する心を育み、心豊かに成長できるようにと毎年開催しています。第11回は、県北地区の小学校33校から1,030作品の応募をいただき、優秀作品23作品を含む全作品を福島市のこむこむ館に展示しました。



●第11回ふくしん「こども応援賞」

地域の子どもたちを応援する個人や団体を支援・助成する社会貢献活動です。第11回は、26団体から応募をいただき、13団体が採択されました。最優秀賞「もも賞」には「放課後クッキングクラブ」が輝きました。



福祉サービス

- ●筆談用メモパッド・助聴器・杖ホルダーを全店に設置
- ●預金通帳点字刻印サービス(飯坂支店)/耳のシンボルマーク設置
- ●目の不自由な方のために全ATMに音声機能で操作ができる受話器(ハンドセット)を装備
- ●バリアフリートイレの設置(北、八島田、南・ほうらい、吉井田、鎌田、平野、飯坂、桑折、霊山おてひめ支店)
- ■AED(自動体外除細動器)の設置(本店・駅前、東、西、北、南・ほうらい、桑折、保原支店、総合相談センター)

環境への取り組み

- ●令和5年度ハイブリッド車率(74台中34%)ハイブリッド車の台数25台
- ●福島市ごみ減量大作戦協力事業所に認定
- ●金庫敷地内の全面禁煙(受動喫煙防止対策)

地域との交流・サークル活動

講演会や旅行など、地域の皆さまに楽しみながら交流を深めていただけるよう行事を実施しております。

ふくしん笑顔(スマイル)倶楽部

[現在の会員数] 26,339名(令和6年3月末)

当金庫で年金をお受け取りされている方々が会員となり昭和52年に発足。旅行や憩いの集いなどを実施し、親睦・交流を深めております。 平成25年4月1日より、会の名称を「ふくしん笑顔(スマイル)(倶楽部」と改めました。

ふくしん会

主に事業経営者のサークルです。恒例行事として、講演会と懇親会を実施し、会員相互の情報交換、親睦を図っております。下部組織として支店毎に信友会と若手経営者会が組織されており、会員数は合計で2,788名となっております。

▶信友会

[会員数] 2,177名(令和6年3月末)

主に事業経営者のサークルで、支店毎に組織されており、講演会、 研修会、旅行等を通じ、親睦・交流を深めております。

● 第44回ふくしん会講演会 ●

[開催日]令和5年9月6日**珍** [講師]似鳥昭雄氏

(㈱ニトリホールディングス 代表取締役会長)

[演題]「リーダーが育つ55の智慧」



▶ふくしん若手経営者会

[会員数] **611名**(令和6年3月末)

主に若手経営者や事業承継者のサークルで、支店毎に組織されており、勉強会、旅行等を通じて自己研鑽や親睦を図り、 異業種交流を深めております。

● 全店合同勉強会 ●

[開催日]令和5年12月14日 (おおります) (料場と人代表取締役)

[演 題]

「社会課題解決型企業が 持続的に成長するためには 地域金融の力が必要」



中小企業経営改善のための取り組み状況

「金融仲介機能のベンチマーク」(金融仲介機能の取り組み)について

当金庫は地域経済活性化の実現のため、外部機関と連携し創業支援により開業率を高め、再生支援により廃業率を抑え、取引先の黒字化の支援を目指しております。企業のライフステージに合わせ金融仲介機能を発揮し、金融支援の際は担保、保証に必要以上に依存せず、取引先との対話を通じて課題を把握し、解決するため金融支援と本業支援に取り組んでおります。

これらの取り組みは、金融庁より公表されている「金融仲介機能のベンチマーク」の趣旨と同一のものであり、当金庫が積極的に取り組んだ上開示し、金融仲介機能を発揮して参ります。(記載している計数等は令和6年3月末基準とし、単位未満を切り捨てて表示しております。)

※「金融仲介機能のベンチマーク」は、全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」、各金融機関の取り組みを自己評価する独自の指標である「独自ベンチマーク」があり、本ディスクロージャー誌では「金融仲介機能のベンチマーク」に関する公表指標に ベンチマーク と表示しております。

1 外部専門家機関と連携して取引先の課題に合わせた本業支援と金融支援を目指しております。

■取引先の本業支援を目的とした福島信用金庫の外部機関連携先

創業•新規事業

●(株)日本政策金融公庫

販路拡大•人材採用支援• 補助金等活用支援

- ●リンカーズ(株)
- READYFOR(株)
- ●信金中央金庫
- ●よい仕事おこしネットワーク
- (公財)産業雇用安定センター
- (株) TMC経営支援センター
- 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点

事業承継·M&A

- ●信金キャピタル(株)
- ●福島県事業承継・引継ぎ 支援センター
- (株)日本M&Aセンター
- (株)トランビ
- ふくしま地域M&Aセンター

経営全般

- ●福島県信用保証協会
- ●福島県よろず支援拠点
- ●東北税理士会福島支部
- ●福島県中小企業活性化協議会
- (一社)福島県中小企業診断協会

2 経営改善や事業再生の支援に取り組んでおります。

●当金庫をメイン取引としている取引先のうち、経営指標等が改善した先数と融資残高 ベンチマーク共通1

	令和4年度	2,259先	経営指標改善先数(割合)	1,622先(71%)
メイン先数	令和5年度	2,423先	社名伯倧以普兀奴(刮口)	1,739先(71%)
	増加数	164先	増加数	117先(0 %p)
	令和4年度	550億円	上記融資残高(割合)	419億円(76%)
メイン先融資残高	令和5年度	579億円	上心概具浅向(刮口)	437億円(75%)
	増加額	29億円	増加額	18億円(▲1%p)

※経営指標とは売上、営業利益率、労働生産性等でその改善が見られた先数と融資残高

●ライフステージ別の与信先数と融資額 ベンチマーク共通4

	年 度	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
_	令和 4年度	3,182先	208先	206先	1,691先	586先	491先
ライフステージ別 与信先数	令和5年度	3,165先	240先	217先	1,711先	544先	453先
子旧儿奴	増加数	▲17先	32先	11先	20先	▲42先	▲38先
	令和 4年度	895億円	28億円	72億円	440億円	167億円	186億円
融資残高	令和 5年度	855億円	24億円	64億円	451億円	146億円	170億円
	増加額	▲40億円	▲4億円	▲8億円	11億円	▲21億円	▲16億円

売上高平均で直近2期 が過去5期の80%未満 ┌創業から5年まで 成長期 安定期 再生期 ライフステージの定義 創業期 低迷期 売上高平均で直 L売上高平均で直近 ・貸付条件の変更または 近2期が過去5期 2期が過去5期の 延滞がある期間 120%~80%

●全取引先数と地域企業数の推移 ベンチマーク選択1

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全取引先	3,235先	3,182先	3,165先
地域企業数	17,225先	15,827先	15,827先

※地域企業数は令和3年経済センサス(速報・確報)活動調査

●メイン取引先数の推移及び全取引先数に占める割合 ベンチマーク選択2

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全取引先	3,235先	3,182先	3,165先
メイン取引先	2,452先	2,259先	2,423先
全取引先に占める割合	75%	70%	76%

●当金庫が貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 ベンチマーク共通2

	条件変更先数	好調先	順調先	不調先(不調先の内計画なし)
令和 4年度	500先	4先	19先	477先(429先)
令和5年度	462先	2先	15先	423先 (386先)
増加数	▲38先	▲2先	▲4先	▲54先(▲43先)

※好調(120%超)、順調(80%~120%)、不調(80%未満)

●中小企業再生支援協議会、REVIC利用先数 ベンチマーク選択42

	福島県中小企業再生支援協議会	REVIC
令和 4年度	1社	_
令和5年度		_

●事業再生支援先におけるDDS、債権放棄を行った先数、金額 ベンチマーク選択24

	先 数	金額
令和 4年度	_	_
令和5年度	2社	205百万円

3 お取引先の本業支援に取り組んでおります。

コロナ禍に対応し、営業推進部内の本業支援課では、創業支援・事業承継支援に加え、経営改善・各種助成金の相談等、本業支援に取り組んでおります。また、毎週日曜日、北・南支店で「融資相談会」を実施しております。

●本業支援・ソリューションの提供件数

ベンチマーク共通3 ベンチマーク選択21 ベンチマーク選択19

	創業支援先数	事業承継支援先数	M&A支援先数
令和 4年度	39先	17先	20先
令和5年度	32先	17先	15先
増加数	▲7先	0先	▲5先

●クラウドファンディング取扱い件数 ベンチマーク独自

	受付件数	成立件数
令和 4年度	2件	2件
令和5年度	1件	1件
増加数	▲1件	▲1件

※Readyfor取扱い件数です。

●夢の懸け橋ファンドの活用先数 ベンチマーク独自

		_,
	活用先数	総投資金額
思 計	9先	90百万円

夢の懸け橋ファンドの新規受付は終了いたしました。

当金庫は、クラウドファンディングサービス「Readyfor」を運営するREADYFOR㈱と基本協定を締結し、事業成長の機会の創出や、販路拡大等の支援を行っております。

プロジェクト 成功例 • 小手姫うどん・つきだて製麺所「六角茶屋」オープン 月舘町の小麦を使った「小手姫うどん」をうちたて、ゆでたてで提供できる製麺所 スタイルのうどん店への店内改装を支援するプロジェクトです。





4 ビジネスマッチングや販路開拓支援によって、取引先の成長を支援しております。

- ○東北地区信用金庫協会:「ビジネスマッチ東北2023」(当金庫取引先16社出展)
- ○東北地区信用金庫協会: 「東北しんきん"笑談".com」(当金庫取引先12社エントリー)
- ○城南信用金庫ネットワーク: [2023 "よい仕事おこし"フェア」(当金庫取引先4社出展)
- ○しんきんコネクト: 登録累計15社



中小企業経営改善のための取り組み状況

5 担保や保証に過度に依存しない融資に取り組んでおります。

取引先の事業内容に踏み込んだ評価をすることで、担保や保証に過度に依存しない融資に努めております。

■地元中小企業融資における無担保融資先数及び無担保融資額の割合 ペンチマーク選択7

	全与信先①	融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	3/1	4/2
令和 4年度	3,182先	895億円	1,819先	227億円	57%	25%
令和5年度	3,165先	855億円	1,756先	223億円	55%	26%
増加数•額	▲17先	▲40億円	▲63先	▲4億円	▲ 2%p	1%p

■経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。
- ▶ 商取引の裏付けがあり、落ち込みに懸念のない手形および電子債権の割引については、経営者保証を原則不要といたします。

以上

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

	新規無保証融資件数	経営者保証なしの割合	保証解除件数
令和4年度	791先	31%	10先
令和5年度	879先	36%	13先
増加数	88先	5%p	3先

6 取引先の資金繰りの最大の安定化のため、事業性評価シート作成により短期継続融資に取り組んでおります。

■短期継続型融資対応先数・金額※ ベンチマーク独自

	先 数	残 高
令和4年度	161先	15.6億円
令和5年度	166先	17.1億円
増加数•額	5先	1.5億円

※担保や保証に依存せず取引先の事業を把握した事業性評価シートを 活用した運転資金専用の手形貸付の形態と福島県信用保証協会短期 継続融資商品「どっしりくん」の残高

■運転資金に占める短期資金の割合 ベンチマーク選択33

	運転資金額	短期融資額		
令和 4 年度	468億円	113億円		
令和5年度	443億円	100億円		
増加額	▲25億円	▲13億円		

トピックス

地域の皆さまに親しまれ信頼される「ふくしん」を目指し、積極的に地域活動に取り組んでおります。

主なトピックス

令和5年 4月

女性正職員の制服廃止

5月

● 総代懇談会

6月

- 3湯応援プロジェクト第6弾 「夢の湯めぐり」懸賞付定期預金発売
- ●第47回通常総代会
- 信用金庫の日 県内8金庫一斉クリーン作戦実施



7=

- 第11回ふくしん「東北・夢の桜街道」 児童絵画コンクール表彰式
- 国見町との連携事業「ホスピタリティ向上研修」

8月

● 第54回福島わらじまつり参加



● こども食堂応援"フードドライブ"実施

9月

● 第44回ふくしん会講演会開催

令和5年 10月

● 伊達信用金庫との「伊達の郷」 友好協力協定締結



- 奥州街道「御宿場印めぐり」 福島県プロジェクト キックオフセレモニー参加
- 県内8金庫クリーン作戦
- 3湯応援プロジェクト第6弾「夢の湯めぐり」抽選会
- 興こし酒プロジェクト絆舞仕込みセレモニー参加

11月

- ●ビジネスマッチ東北2023 取引先出店
- ●興こし酒プロジェクト絆舞絞りセレモニー参加
- 2023"よい仕事おこしフェア" 取引先出店
- 桑折町SDGs町民会議主催「ファーストペンギンに学ぶSDGs」

12月

- 「ふくしんウィンターズ2023」定期預金発売
- 総代懇談会
- ふくしん若手経営者会全店合同勉強会

令和6年 1月

- ふくしんマネースクール(県北地区の小学校4校)
- 福島市との連携事業[いきいき! ふくしラボ]

2月

- ●インターンシップ開催
- 第11回ふくしん[こども応援賞]表彰式
- 豊橋信用金庫との「エール」協定締結
- 「エール」協定締結記念懸賞付定期預金発売
- C GRANCE CONTROL OF THE PARTY O
- 桑折町との連携事業「こおり子育てCafé」

3月

- ●川俣町との連携事業「生理についてのワークショップ in 川俣高校
- こども食堂応援"フードドライブ"実施
- 信夫山まるごとクリーン作戦参加

《第3回ふくしん夢の音楽会》令和6年7月7日(日)14:00~16:00 (於:ふくしん夢の音楽堂)

当金庫は、令和6年2月7日に愛知県豊橋市に本店を置く豊橋信用金庫と「エール協定」を締結しました。締結に併せて、古関裕而氏生誕115年を記念し、「第3回ふくしん夢の音楽会」チャリティーコンサートを盛会のうちに終了することができました。

古関裕而氏の長男である古関正裕さんや菊池桃子さんをお招きしてのトークショーや、地元の小・中・高等学校などによる古関裕而氏作曲の校歌・応援歌などを披露し、「古関裕而 青春の歌声」を市民の皆様にお届けいたしました。



令和5年度の業績

令和5年度は、預金積金については前期末比27億円増加、預り資産については前期末比10億円増加、 貸出金については前期末比43億円減少となりました。収益面は、当期純利益で9億72百万円の増益と なり、20期連続の黒字決算となりました。

預金積金の状況

一般法人預金は横ばい、公金・金融機関は減少しましたが、個人預金が増加したため、前期末比27億円増加の4,539億円となりました。



預り資産の状況

お客さまのニーズにお応えするため、公共債、投資信託、保険商品等の業務にも積極的に取り組んでおります。公共債、投資信託、保険商品ともに増加し、預り資産全体で前期末比10億円増加の426億円となりました。



総預り資産の状況

預金に預り資産を加えた総預り資産は、前期末比38億円増加の4,965億円となりました。



貸出金の状況

個人向けで3億円、事業所向けで33億円、地公体向けで5億円減少し、前期末比で43億円減少の1,924億円となりました。



収益の状況

利回りの低下により貸出金利息は減少しましたが、有価証券利息配当金、株式等売却益等が増加し、増収となりました。また、経費、与信関連費用および株式等売却損が減少したことにより、経常利益は前期末比3億30百万円増加の13億52百万円、コアの業務純益は前期末比44百万円増加の14億90百万円となりました。

当期純利益は前期末比2億5百万円増加の9億72百万円となりました。

コアの業務純益





経常利益



当期純利益





自己資本の状況

自己資本比率 14.29%

自己資本比率

分子の自己資本額は、当期純利益9億72百万円計上により、前期末比8億87百万円増加の240億9百万円となりました。

一方、分母となるリスク・アセットは、余裕資金で1億39百万円増加となりましたが、貸出金で17億67百万円減少したこと等により、リスク・アセット合計で前期末比18億27百万円減少となりました。

自己資本額が増加し、リスク・アセットが減少したことから、自己資本比率は0.67ポイント上昇の14.29%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

なお、決算時においては、資産の自己査定を厳格に 実施し、適切な償却・引当を行っております。



自己資本内訳(調達手段の概要)

当金庫の自己資本は、地域の会員の皆さまからの 出資金のほか、創業以来利益の中から貯えてきた利益 準備金や特別積立金による内部留保となっております。

出資金 1,671百万円 利益準備金・特別積立金 21,321百万円 その他 1,016百万円 自己資本の額(A) 24,009百万円 リスク・アセット等の額の合計額(B) 167,914百万円 自己資本比率(A)/(B) 14.29%



自己資本の充実度に関する評価

当金庫は、これまで内部留保の積み上げにより自己 資本を充実してきました。その結果、自己資本額240億円 のうち内部留保は213億円に上り経営の健全性・安全性 は、十分に保っていると評価しております。

なお、自己資本は、今後も年度ごとに掲げる収益計画に基づいて得られる利益から内部留保を積み上げて参ります。



不良債権の状況

不良債権比率 4.55%

不良債権の状況

金融再生法に基づく不良債権残高は前期末比1億56百万円増加の88億69百万円となりました。不良債権比率は前期末比0.174ポイント上昇し4.55%となりました。

福島県よろず支援拠点や福島県中小企業活性化協議会等、外部機関と連携しながら積極的に事業再生に取り組んでおります。



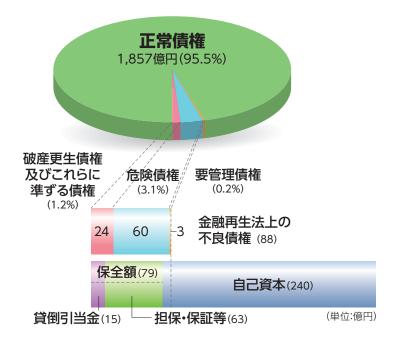
また、当金庫は貸出金債権に対する厳格な自己査定を行っており、債務者区分ごとに担保・保証等による債権の回収の可能性を検討し、貸倒引当金を適正に計上しており、同債権に対する引当・保全状況は以下のとおりです。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権と保全状況

(単位:百万円)

													(+12.07717)
							令和4年度	令和5年度					
	区 分				開示残高	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証などに よる回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)		
破産更	破産更生債権及びこれらに準ずる債権					責権	2,227	2,475	2,475	1,449	1,026	100.00%	100.00%
危	険		債			権	6,216	6,093	5,321	4,786	534	87.33%	40.92%
要	管	理		債		権	269	301	111	103	8	37.05%	4.18%
Ξ	月以	上	延	滞	債	権	_	0	0	0	0	100.00%	100.00%
貸	出条	件	緩	和	債	権	269	300	111	102	8	36.89%	4.17%
小						計	8,713	8,869	7,908	6,339	1,569	89.15%	62.00%
正	常		債			権	190,081	185,774					
総	与	信		残		高	198,795	194,644					





総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、ご意見箱の設置やお客さまアンケート、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代の選任方法

総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定数は130人以上150人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに 定められております。なお、令和6年7月1日現在の総代数は135人です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する (異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

- 1.資格要件
 - 当金庫の会員であること。
- 2. 適格要件
 - ①就任時点で満75歳未満であること。
 - ②総代として相応しい見識を有し、当金庫の発展に寄与できる方
 - ③良識をもって正しい判断ができる方
 - ④地域における信望が厚く、総代として相応しい方
 - ⑤行動力があり、積極的な方
 - ⑥当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引も良好である方
 - ⑦広く会員の意見を採りあげることができる方
 - ⑧反社会的団体(暴力団および過激行動団体等)に所属していない方
 - ⑨再任の場合は、総代会および総代懇談会の出席状況を勘案する。
 - ⑩その他当金庫が適格と認めた方

営業地区を6区の選任区域に分け、各選任区域ごとに会員数に応じて総代の定数を定める 総代候補者 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の皆さまの中から選考委員を委嘱 選考委員の 選考委員氏名を、1週間以上店頭に掲示 選任 総代 各区域の選考委員が区域ごとに定められた人数の総代候補者を選考 候補者の 選考結果を理事長に報告 選考 総代候補者の氏名を、1週間以上店頭に掲示 上記掲示について福島民報、福島民友新聞に公告 異議申出期間(公告後2週間以内) 総代の 会員から異議がない場合 会員から総代候補者に対する異議 選任 または総代候補者に対 が各選任区域の会員数の1/3以上 する異議が選仟区域の 会員数の1/3未満の場合 当該総代候補者数 当該総代候補者数 が選任区域の総代 が選任区域の総代 定数の1/2以上 定数の1/2未満 他の候補者を選考 欠員(選考を行わない) 理事長が総代候補者に総代を委嘱 総代の氏名を1週間以上店頭に掲示

総代が選任されるまでの手続き

■選任区域ごとの総代氏名

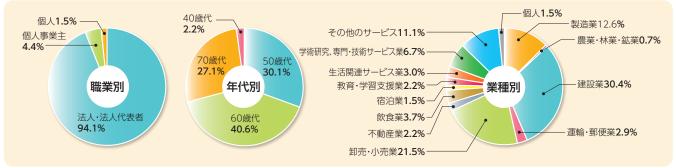
(敬称略、五十音順)

×	選任区域	人数				氏		名	
1	福島市	29	芦田	板倉雄一郎 ④ 尾形喜久雄 ② 菊池 吉彦 ⑦ 陳野原 裕幸 ②	伊加小武柾藤藤林田木	真徳 ① 丹治	裕司 (5) 計 議 太郎 (2	大関 宏之② 蒲倉 達介① 佐々木恵之① 中村 政俊⑤	制力
2	福島市、二本松市 本宮市、安達郡大玉村	32	赤熊坂 俊俊 (世 一 1) (世 元 一 6) (世 元 2) (世 元 光 2)	阿部 茂道 ② ② (安斎鈴永三	常克 ⑤ 大爾 秀宏 宗 4 中 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	俊雄 ④史昭 ③美幸 ①	小野 宏 (2) 嘉 (3) 高 (5) 形 (7) 所 (7) 形 (7) 元	岸村 和 広 ⑥
3	福島市	24	安藤	氏家	大槻 菅野谷河	一博 ③ 大山 好昭 ② 小松 順子 ⑥ 鈴木 智子 ① 松崎	良行 ⑦ 重忠 ③	角田 正彦 ⑤ 紺野 正雄 ⑤ 関根 高明 ⑦ 吉成 健二 ②	加納 武志 8 紺野 正敏 6 多田 憲司 ① 渡辺 善信 6
4	伊達郡桑折町、国見町宮城県白石市越河	13	石幡 政子① 鈴木 清幸 ④ 山崎 敦 ①	大野 隆男② 髙橋 修一③	菊池髙橋	吉浩 ③ 斎爾守 ① 藤倉		佐久間友和 ① 松浦 知弘 ②	渋谷 浩一⑦水口 盛①
5	伊達市 相馬市玉野、東玉野 相馬郡飯舘村のうち 須萱ほか一部 宮城県伊具郡丸森町	29	石井 達哉 ⑤ 菅野 宇 ⑥ 佐々木 彰 ⑤ 鈴木 勝文 ③ 堀江 稔 ④	海	大菊佐土毛	貞生 ⑤ 小野 慎一 ④ 橘内 利 徹 ① 中山 信之 ⑥ 森朝	努② X<	小野 秀樹 ③ 久芳 ⑥ 志賀 裕市 ③ 泰博 ③ 渡邊 武 ④	桂山 武 ⑦ 光野 光弘 ③ 白井 貴光 ③ 堀 幸司 ③
6	伊達郡川俣町、福島市飯野町 双葉郡浪江町のうち津島ほか一部 相馬郡飯舘村のうち飯樋ほか一部	8	安達 元隆⑦ 鴫原 北斗①	安部 宏① 誉田 幸男⑦	伊藤	栄一 ① 香野	3 民夫 ②	古俣 猛⑦	斎藤 弘①

(注)丸数字は総代の就任回数

(令和6年7月1日現在 135名)

■総代の属性別構成比



※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。(令和6年7月1日現在)

第48回通常総代会の議事内容

令和6年6月18日に開催された第48回通常総代会では、次の報告ならび に決議事項が付議され、決議事項については原案のとおり承認されました。

報告事項

第48期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第48期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

第3号議案 理事選任の件 第4号議案 監事選任の件

第5号議案 退任役員に対し退職慰労金贈呈の件



役職一覧



常勤理事

常勤理事

常勤理事

常勤理事

〈後列〉 笠谷 勝秀

千葉 幸雄

まさの よしのぶ **浅野 吉信**

吉田 和則

カたなべ しんいちろう 渡邉 伸一郎 斎藤 敏春

おかざき しゅん じ **岡崎 俊二**

常勤理事

常務理事(代表理事) 八島 誠

専務理事(代表理事)

理事長(代表理事)

や ない かずのり

電山 雅弘 〈前列〉

ひぐち いく お **樋口 郁雄** 梅津 実明

箭内一典

ひとし **仁** 菅野

橋本 明良

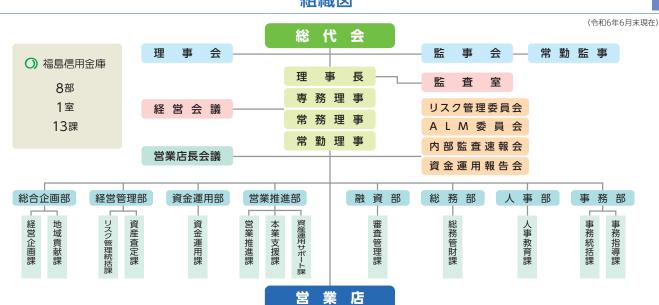
※理事 箭内一典、菅野仁、橋本明良は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。 ※監事 斎藤敏春は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。 (令和6年6月末現在)

常勤役職員数

(単位:名)

年 度	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
常勤役職員数	324	321	311	305	297
役員	8	9	9	9	9
男性職員	189	189	177	172	162
女 性 職 員	127	123	125	124	126

組織図



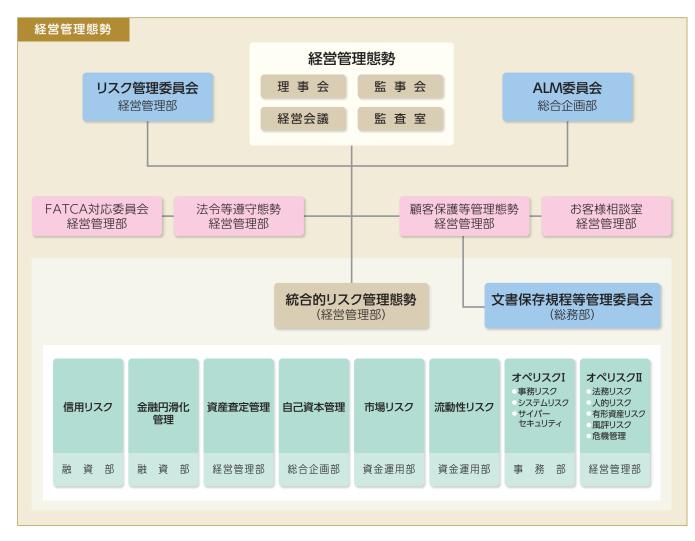
経営管理態勢

当金庫は、内部統制システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するため必要不可欠なものであるとの認識のもと、これを経営の重要課題として位置づけ、「内部統制基本方針」を定め、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めております。

「内部統制基本方針」には次の事項が定められております。

- 1 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 2 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 3 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- 4 理事及び職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 5 当金庫における業務の適正を確保するための体制
- 6 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 7 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 8 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 9 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 10 その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

組織面では、管理態勢、各リスクの管理担当部署を下記の態勢図のとおり定めているほか、他の組織から独立した監査部門 (監査室)の設置により相互牽制機能を確保するとともに、定期的に「リスク管理委員会」および「ALM委員会」を開催し、リスク管理態勢強化の進捗状況、各リスクの現状課題等を討議・検討し、その結果は経営会議に報告する態勢を構築しております。



経営管理態勢

法令遵守(コンプライアンス)への取り組み

当金庫は法令等遵守(コンプライアンス)を経営の重要課題として位置づけ、「コンプライアンス態勢」や「コンプライアンス・プログラム」を独自に確立、策定し法令等遵守態勢の強化に努めております。

具体的には

態勢の整備と計画的な推進

経営管理部を統括部署として、企画・推進ならびに各部室店に対する支援機能を充実・ 強化しております。

また、コンプライアンスの教育・啓蒙並びに法令等遵守を徹底するため、各部室店に「コンプライアンス責任者」を配置して 円滑な連携を図ることができる態勢としております。

さらにはコンプライアンス実現のための具体的な実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、コンプライアンスの実効性確保のための諸施策とスケジュールを定め、その実践に取り組んでおります。特に金融商品販売ルール遵守、および犯罪収益移転防止法等に基づく「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策」等の徹底を図っております。

関連規程等の整備

コンプライアンス態勢構築のため「法令等遵守の基本方針」・「ふくしん行動綱領」を法令等遵守規程として定めているほか、コンプライアンス・マニュアルでは「法令等遵守

規程」・「遵守すべき主な法令」・「職員心得(ふくしん職員としての基本的な心構え)」・「登録金融機関業務に関するコンプライアンス | 等を制定し、電子化移行により全役職員が閲覧可能となることで徹底しております。

また、「接待・贈答に関する規程」・「不祥事件の手続きに関する規程」・「新規業務等のリーガルチェックに関する規程」・「内部通報・相談制度規程」等を制定するなどコンプライアンスに対する周知徹底を図っております。

研修態勢の充実・強化

通信講座の受講、各部店において実施される勉強会等さまざまな機会をとらえてコンプライアンスに関する研修を継続かつ積極的に行うことにより、役職員の業務関連法務知識

の習得とコンプライアンス・マインドのより一層の醸成を図っております。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針

1.運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・ 推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2.管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3.リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4.顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知 した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。 なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡 資料等の提出を求めます。

5.疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6.経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7.役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8.実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9.顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、 当金庫のディスクロージャー誌や営業店における掲示等を活用して、 周知・広報に取組みます。

以上

改正公益通報者保護法への取り組み

当金庫は従来から、内部通報や苦情・相談に関して「内部通報・相談制度」によりコンプライアンス責任者を中心とした幅広い受付窓口態勢と経営陣を中心とした迅速な調査・対応を図ってまいりましたが、令和4年6月1日施行の公益通報者保護法の改正を受け、新たに「内部公益通報に関する規程」を定め、刑法をはじめとする「国民の生命、身体、財産その他の利益保護にかかわる」460以上の法律に反する事例の通報窓口を明確化し、金庫自ら不正を是正する態勢整備を行いました。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため 業務運営態勢・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。 苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に営業店またはお客様相談室(電話: 024-515-5009)にて、受け付ける態勢となっております。



●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

顧客保護に向けた取り組み

お客さまのご意見を真摯に誠実に受け止め、お客さま満足度の高い金融サービスを実現するため、 説明責任の徹底など顧客保護や利便性の向上に努めております。

顧客保護管理方針の周知

顧客の保護と利便性の向上のため以下の管理方針を定め、組織全体に周知しております。

- (1) 顧客に対する取引または商品の説明および情報提供の適切性および十分性の確保
- (2)顧客の相談・苦情の対処の適切性の確保
- (3)顧客の情報管理の適切性の確保
- (4)当金庫の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応管理の適切性の確保
- (5) 当金庫または関連会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないような利益相反管理の適切性の確保
- (6) その他顧客保護や利便性の向上のために必要な業務管理の適切性の確保

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の公表

個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護 宣言(プライバシーポリシー)を店頭やホームページで公表 しております。

利益相反管理方針概要の公表

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、利益相反管理方針を定め概要を店頭やホームページで公表しております。

振り込め詐欺の防止および救済

振り込め詐欺などの被害防止のため、注意喚起のポスター掲載や防犯事例の金庫内での共有に取り組んでおります。また、振り込め詐欺等による被害者を救済する法律を十分に認識し、金融機関の相互連携を図り、被害資金の返還にも積極的に取り組んでおります。



暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成20年11月18日「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、断固たる信念をもって排除する」と定め、反社会的勢力との関係排除への取り組みを強化しております。

さらに、反社会的勢力への対応をより強化するために、平成22年6月1日より、信用金庫取引約定書および預金規定などに「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、預金、当座勘定、貸金庫等のお取引開始時に、お客さまに反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

これにより、同日以降、表明・確約に関して虚偽の申告をなされたことが判明した場合にはお取引を停止または解約させていただくこととなりました。

当金庫は、平成24年6月22日の総代会において「反社会的勢力の会員からの排除に関する定款の一部改正」を

決議し、平成24年8月1日より当金庫会員からの反社会的勢力等の排除に取り組んでおります。

また、平成27年1月から「反社管理システム」、令和2年8月から新システムを全店に導入し、新規取引等の際に反社会的勢力に該当するかどうかのシステムによる照会を実施し、反社会的勢力等に該当した場合はお取引を謝絶する等の対応を図っております。当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係排除に向け、積極的に取り組んでまいります。



各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクの一つであるとの認識のうえ、リスクを適正に把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別、資金使途別の管理、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、「融資統合システム」・「不動産担保評価システム」による資産査定の精度向上等に努めております。

貸倒引当金は、自己査定基準に基づき、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し 損失を被るリスクや収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、経営方針に基づき、年度ごとに有価証券の保有限度額、損失限度額、リスクリミット等を決定し、一定のリスクテイクを行うとともにVaR法やBPV法等のリスク管理手法を活用し、リスク管理に努めております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる リスク(資金繰りリスク)や市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件 での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当金庫では、年度のリスク管理方針に基づき、手元流動性比率と支払準備率の目標を設定し、日次ベース・月次ベースで管理するとともに、流動性を重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努めております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスクとシステムリスクを「オペレーショナル・リスクI」、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理を「オペレーショナル・リスクII」として区分・管理しております。各リスクの管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用しており、適正なリスク量の把握に努めております。

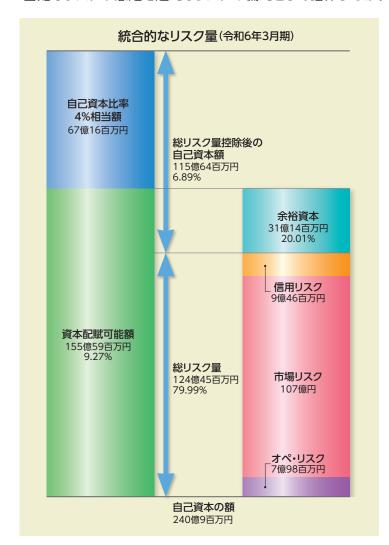
また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において、協議・検討するとともに、定期的に経営会議及び理事会等に報告する態勢を整備しております。

統合的なリスク量

当金庫では、把握可能なリスク量の計量化に努め、その合計リスク量が経営体力(自己資本)の範囲内に収まるよう管理を行なっております。なお、リスク管理上の自己資本額は、より厳格に管理するためコア資本に係る基礎項目の額から調整項目の額を差し引いた額を使用しております。また、資本配賦可能額については、有価証券評価損を控除しております。

統合的なリスク量124億45百万円のすべてが顕在化した場合でも総リスク量控除後の自己資本額は115億64百万円となり、自己資本比率は、国内基準である4%を上回る6.89%となります。

総リスク量控除後の自己資本額から国内基準自己資本比率4%相当分を差し引いた31億14百万円は計量化 困難なリスクや想定を超えるリスクの備えとして確保しております。



統合的なリスク管理における 当金庫のリスク量算出方法

信用リスク

信頼水準99%、保有期間1年のVaR(バリューアットリスク)とし、モンテカルロ・シミュレーションの方法により算出しております。

市場リスク

分散・共分散法によるVaRにより算出しております。

算出対象:資産負債の金利リスク、

価格変動リスク、為替リスク、その他

信頼水準:99% 保有期間:120営業日 観測期間:5年

オペレーショナルリスク

バーゼルⅢにおける基礎的手法により、毎年の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として算出しております。



人財育成・活気ある職場づくり

当金庫は、人材は重要な経営資源"人財"と考え、職員の能力開発を支援する態勢を整えております。お客さまへ質の高いサービスが提供できるよう、専門知識や提案力の向上を目指し、"人財育成"に努めております。また、職員が生き生きと働くことができる、より良い職場環境作りのための取り組みを行っております。

新入職員研修

●当金庫の職員採用状況(令和6年4月1日入庫)採用者数 17名(うち 男性9名、女性8名)



●新入職員OJT(職場内訓練)

新入職員は約2週間の集合研修で、ビジネスマナーや金融知識の習得を行います。研修終了後、各営業店に配属され、先輩職員(マンツーマンリーダー)の親身できめ細やかな指導のもと、真の信用金庫人として成長するための基礎を学んでいきます。

専門力を持った人財の育成

職員のキャリア形成を支援することで、お客さまの様々なニーズにお応えできる専門力を持った人財の育成に取り組んでおります。

●当金庫の有資格者

(令和6年3月末現在)

	(节和0年3月末現在)
中小企業診断士	10名
社会保険労務士	1名
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	16名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	169名
宅地建物取引士	15名
動産評価アドバイザー	3名
農業経営アドバイザー	5名
医療経営士	2名
企業経営アドバイザー	2名
サービス介助士	17名

子育てサポート企業として 「くるみん認定」を取得しています!

当金庫は、次世代育成支援対策推進法に基づいた「子育てサポート企業」として、平成30年7月に「子育てサポート企業」認定通知書の交付(「くるみん認定」)を受けました。



充実した研修による人財の育成

全国信用金庫協会等が主催する外部研修への派遣や、 金庫独自の各種研修や勉強会を実施し、職員個々のスキル アップを図っております。

●外部派遣研修等への参加状況

	令和4年度	令和5年度
全国信用金庫協会主催研修	4講座 5名	11講座11名
東北地区信用金庫協会主催研修	10講座21名	10講座19名
福島県信用金庫協会主催研修	5講座21名	4講座12名

この他、金庫独自の集合研修を人事部をはじめ各部で開催しております。

女性の能力発揮に向けた取り組み

~女性の職業生活における活躍の推進に関する法律への取り組み~ 福島信用金庫行動計画

当金庫は女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定しております。

1. 計画期間

令和3年4月1日~令和8年3月31日

2. 目標

- 1. 課長に占める女性割合を15%以上にする。
- 2. 営業職で働く女性の人数を10名以上とする。
- 3. 男女の勤続年数の差を3年以下とする。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の調和)への取り組み

当金庫は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、 職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての 職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の ような行動計画を策定しております。

1. 計画期間

令和5年4月1日~令和10年3月31日

2. 内容



女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、 男性の育児休業取得率を50%以上とする。

目標2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり 平均年間10日以上とする。

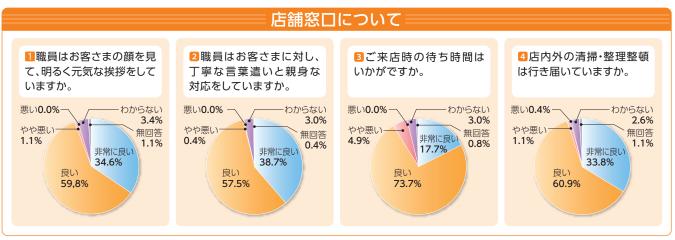
CS (お客さま満足) 向上運動

当金庫は、お客さまに最良・最適なサービスを提案・提供し、「ふくしん」への「満足度」を高めていただくことで、地域のお客さまに最も信頼され、一番に選ばれる金融機関を目指すとともに、「身近にあって、親しみやすい金融機関」の実現のため、「CS(お客さま満足)向上運動」を展開しております。

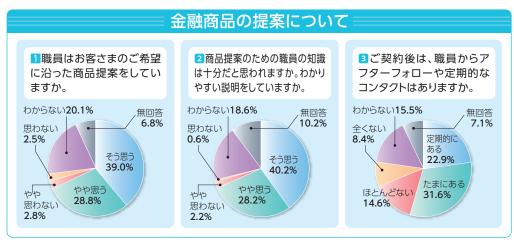
お客さまアンケート結果について

より良い金融サービス提供に役立てるため、お客さまにご協力いただき、アンケート調査を実施いたしました。多数の貴重なご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。いただきましたご意見・ご要望を今後の業務に生かし、より一層のサービス向上に努めて参ります。主な調査結果は下記のとおりです。

- ■調査期間/令和5年12月25日(月)~令和6年1月31日(水)
- ■調査方法/保険商品、投資信託等の預り資産商品を契約中のお客さまのうち、年代を均等に抽出した1,000先のお客さまへアンケート用紙を発送、投函いただきました。
- ■回答者数/323先(回答率32.3%)



訪問時の職員について 11職員はお客さまの顔を見 ❷職員はお客さまに対し、 ■職員はお客さまとの約束 4職員の訪問頻度はいかが 丁寧な言葉遣いと親身な て、明るく元気な挨拶をして (時間等)を守っていますか。 ですか。 対応をしていますか。 いますか。 悪い0.0% わからない 悪い0.0% わからない 悪い0.0% わからない 無回答 2.0% 2.0% 6.1% 11.2% やや悪い やや悪い やや悪い 無回答 無回答 無回答 1.0% 0.0% 0.0% 1.0% 0.0% 2.0% 単発的 良い 月1回以上 12.2% 非常に良い 41.8% 非常に良い 46.9% 42.9% 非常に良い 43.9% 良い 不定期 54.1% 49.0% 54.1% 19.4% 3ヶ月に 1回以上 10.2%



今回のアンケート調査の結果、いただきましたご意見・ご要望を今後の業務に生かし、すべてのお客さまに喜ばれ、一番に選んでいただける金融機関を目指し、職員一人ひとりが、より一層のサービス向上に努めてまいります。

店舗・キャッシュサービスコーナーのご案内

001 本 店 004 駅前支店



福島市万世町1番5号

TEL 本 店 024-522-8151 駅前支店 024-523-0145

FAX 024-522-3962 平日 9:00~15:00

ATM 8:00~21:00





005 東支店



- 福島市浜田町9番5号
- TEL 024-523-4366
- FAX 024-524-2930
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00
- ↑ 夜間金庫 🍼 AED

006 西支店



- 福島市南中央三丁目26番地の1
- TEL 024-534-3131
- FAX 024-534-7657
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00







007 北支店



- 福島市南矢野目字中屋敷50番地の1
- TEL 024-557-5682
- FAX 024-558-3931
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00







009 八島田支店



- 福島市八島田字台畑32番地
- TEL 024-559-1321
- FAX 024-558-7245
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00

010 森合支店



- 福島市森合字丹波谷地9番地の5
- TEL 024-557-4111
- FAX 024-558-7215
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00 ATM 8:00~21:00

011 南支店 014 ほうらい支店



- 福島市黒岩字田部屋16番地の6
- 支 店 024-545-1751 ほうらい支店 024-529-7340
- FAX 024-545-4670
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00





012 吉井田支店



T960-8165

- 福島市吉倉字名倉9番地の3
- TEL 024-545-2311 FAX 024-545-4672
- 平日 9:00~15:00
- ATM 8:00~21:00

貸金庫 () 夜間金庫

013 岡山支店



T960-8204

- 福島市岡部字当木前127番地の1
- TEL 024-535-5721
- FAX 024-534-8516
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00

015 瀬上支店



T960-0101

夜間金庫

- 福島市瀬上町字本町76番地の6
- TEL 024-553-6031
- FAX 024-553-9659
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00

016 鎌田支店



T960-0103

夜間金庫

- 福島市本内字北古舘7番地の7
- TEL 024-553-5022
- FAX 024-553-5264
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00

018 平野支店



T960-0231

- 福島市飯坂町平野字戸野内1番地の1
- TEL 024-542-6846
- FAX 024-542-7378
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00
- 夜間金庫

019 飯坂支店



T960-020

- 福島市飯坂町字湯沢9番地 TEL 024-542-4221
- FAX 024-542-6193
- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00
- ATM 8:00~21:00

020 松川支店



T960-1241

- 福島市松川町字石合町36番地の1
- TEL 024-567-2263
- FAX 024-567-6785

ATM 8:00~21:00

- 平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00

021 桑折支店



T969-1614

- 伊達郡桑折町字本町25番地の1
- TEL 024-582-2265 FAX 024-582-6158
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00

🕜 AED 🕕 toto

024 国見支店



T969-1761

- 伊達郡国見町大字藤田字中沢一8番地7
- TEL 024-585-2321 FAX 024-585-5734
- 平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00
- 夜間金庫

025 伊達支店



T960-0415 伊達市右城27番地

TEL 024-583-3431 FAX 024-584-2661

平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00

夜間金庫

032 梁川支店



〒960-0782

伊達市梁川町字中町38番地1

TEL 024-577-1121 FAX 024-577-3589

平日 午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00 ATM 8:00~21:00

で間金庫

033 保原支店



伊達市保原町字七丁目20番地2

TEL 024-575-3166

FAX 024-576-2279

平日 9:00~15:00 ATM 8:00~21:00

↑ 夜間金庫 🍼 AED 🔒 toto



034 霊山おてひめ支店



T960-0808

伊達市霊山町下小国字夫婦清水7番地3

TEL 024-586-1165

FAX 024-586-3340

平日 午前の部 9:00~11:30 午後の部 12:30~15:00 ATM 8:00~21:00

(青) 貸金庫

041 川俣支店



T960-1453

伊達郡川俣町字瓦町15番地

TEL 024-565-3221

FAX 024-565-3807

平日 午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

ATM 8:00~21:00

夜間金庫

043 飯野支店



T960-1301

福島市飯野町字町30番地の2

TEL 024-562-2323

FAX 024-562-3376 平日 午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

ATM 8:00~21:00

(青) 夜間金庫

総合相談センター



T960-8660

福島市万世町1番2号

TEL 0120-201-219 FAX 024-528-1846

平日 9:00~17:00

貸金庫 ♥ AED

暮らしのとなりに、 いつもふくしん

お近くの店舗を お気軽にご利用ください。



店外ATM取扱時間

沙里坦元	取 扱 時 間				
設置場所	平日	土曜日	日曜•祝日		
福島市役所	8:30~18:00	_	_		
福 島 セントランドビル	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00*		
ヨークベニマル野田店	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		
イ オ ン 福 島 店	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00		
い ち い 蓬 莱 店	いちい蓬莱店開店〜21:00	いちい蓬莱店開店〜21:00	いちい蓬莱店開店〜21:00		
パワーデポ八木田	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		
スーパーキクタ	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		
桑析町役場	8:30~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00*		
伊達総合支所	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00		
コープマート保原	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00		

※祝日は休止となります。

ATMの便利な機能

●当金庫の全店内ATM・全店外ATMコーナー で通帳繰越が出来ます!

ご利用いただける通帳

▶普通預金通帳

▶総合□座通帳

●全国の信用金庫で当金庫通帳の記帳が出来ます!

※一部地区では取扱いを行っていない信用金庫がございます。

金融犯罪被害未然防止への取り組み

- ●AI画像検知付ATM(振り込め詐欺等の特殊詐欺対策) 令和6年5月末現在、6台に導入。順次拡大する予定。
- ●ATM画面覗き見防止措置
- ●ATMによる暗証番号変更サービス
- ●ICキャッシュカード(生体認証付)の取扱い
- ●ATM取引制限措置

全国的に多発している"詐欺被害"防止のため、65歳以上の お客さまで過去3年以上、キャッシュカードによるATM出金 (現金出金・お振込)のご利用がない場合、ATM出金のご利用 を停止させていただいております。

預金残高 (譲渡性預金含む) 融資残高

132店舗 店舗数

役職員数

1,310名

キャッシュサービスコーナー

196力所 (総設置台数267台)

■福島県内8信用金庫統一商品実績

※上記計数、店舗数、役職員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

地方創生支援ローン

1,778件7,187百万円

職域サポートローン

7,753件 17,387百万円

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。



あなたといっしょしいし未来 会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16 **1**0242-22-7551 http://www.aizu-shinkin.jp

●会員数 18,148名 ●役職員数 132名 ●店舗数 18店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

地方

しんきんネットワーク

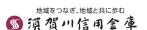


ナイスコミュニケーション 本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9 m0243-23-3660 http://www.matsushin.jp

●会員数 15,380名 ●役職員数 105名 ●店舗数 7店 ●キャッシュサービスコーナー 14カ所

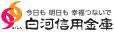
中通り 地方



〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1 **1**0248-75-3172 https://www.sushin.co.jp

- ●会員数 18,520名 ●役職員数 174名
- ●店舗数 14店 ●キャッシュサービスコーナー 19カ所

地方



〒961-8601 白河市新白河1-152 **11** 0248-23-4511 https://www.shinkin.co.jp/sirakawa/

- ●会員数 21,912名 ●役職員数 148名 ●店舗数 16店 ●キャッシュサービスコーナー 25カ所

総合力でつなぐ 信頼の輪

地域をつなぐ ふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向 かって。県内8つのしんきんは、しっかりと スクラムを組み、地域の皆さまと共に励まし 合いながら歩んでまいります。



地域と共に歩む信用金 6/15_{tt} 信用金庫の日です。

昭和26年6月15日に信用金庫 法が施行されたのを記念して 「信用金庫の日」と定めており ます。県内8つの信用金庫は 清掃活動を6月と10月の年2回 実施しております。



暮しのとなりに、いつもふくしん ○ 福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5 **1**024-522-8161 https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/

- ●会員数 31,979名 ●役職員数 297名
- ●店舗数 24店 ●キャッシュサービスコーナー 32カ所





あなたのあしたに…まごころバンク 郡山信用金庫

〒963-8630 郡山市清水台2-13-26 **11** 024-932-2222 https://gunshin.co.jp/

- ●会員数 23,091名 ●役職員数 193名
- ●店舗数 19店 ●キャッシュサービスコーナー 32カ所





あなたの街の親近バンク あぶくま信用金庫

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2-4 **1**0244-23-5132 http://www.abukuma.co.jp/

- ●会員数 10,420名 ●役職員数 100名
- ●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

地方



街の応援団・町のパートナー ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二町目10 **10**246-23-8500 http://www.shinkin.co.jp/himawari/

- ●会員数 24,577名 ●役職員数 161名 ●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 30カ所

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

- ●対象カード/福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- ●対象ATM/福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ●ご利用内容/お預入れ・お引出し

知ってトクする _ノんきん_{のPR}コーナ しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟の

しんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。 **,**んきんATM





平 日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00

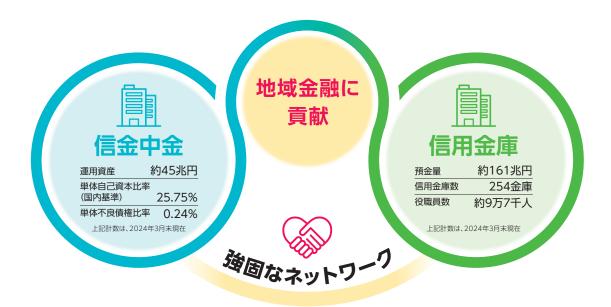
SHINKIN BANK NET WORK 信頼の輪 総合力でつなぐ信頼の輪

信金中央金庫 -信用金庫のセントラルバンクー

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする[信用金庫のセントラルバンク]として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて 約34兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチングや 海外展開のサポート
- 個人の資産形成や相続にかかる 業務のサポート
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫の資金運用・ リスク管理のサポート
- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化のサポート
- 信用金庫の経営課題の解決サポート

信用金庫業界の資金運用

● 信用金庫から預け入れられた預金 や金融債を発行して調達した資金 を、国内外の金融商品や事業会社 などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ 信金インターナショナル(株) 証券 業務 しんきん証券(株) 信金中金グループ 信金キャピタル(株) しんきんアセットマネジメント投信(株) 金融関連 業務 信金ギャランティ(株) 信金シンガポール(株) 信金中金ビジネス(株) その他 (株)しんきん情報システムセンター 業務 しんきん地域創生ネットワーク(株)

邦銀トップクラスの格付 格 付 機 関 長期格付 ムーディーズ (Moody's) A1 S&Pグローバル・レーティング (S&P) A 格付投資情報センター (R&I) A+ 日本格付研究所 (JCR) AA

業務のご案内

■預金業務

(令和6年7月1日現在)

				(令和6年7月1日現在
	種類	特色(内容)	期間	預け入れ額
総合口座		1冊の通帳に普通預金と定期性預金(定期預金、定期積金)をセット、必要な時には定期性預金の90%または1,000万円のうちいずれか少ない金額までの自動融資(貸越)がご利用になれます(法人・個人とも取扱可)。貸越利率は担保定期預金の約定利率に年1.00%、担保定期積金の約定利率に年1.25%を加えた利率となります。		
	普 通 預 金	出し入れ自由、給与・年金の受取り、公共料金の自動支払等日常の お財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金	すべて自動継続扱で、たいへん便利です。	1ヵ月以上	100円以上
	定期積金	まとまった資金づくりに最適です。	1年~5年	1,000円以上
普通預金		自由に出し入れできるお財布代わりの手軽な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通	通預金	利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
後見支援預	金	成年後見制度利用者専用の普通預金。全ての取引は家庭裁判所の 指示書に基づき取扱します。	家庭裁判所が 許可した期間	家庭裁判所が 許可した金額
貯蓄預金		すぐに使う予定がないお金を預けるのに最適です。	出し入れ自由	1円以上
当座預金		会社・商店のお取引に安全で効率的な小切手がご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金		まとまったお金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預	頁金	納税資金を計画的にご準備して頂く預金です。	お引出しは納税時	1円以上
	「納め上手」	消費税を納税される法人・個人事業者専用。	お引出しは納税時	1円以上
定期預金		まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。		
	大口定期預金	定期預金の中では、一般的には最も金利の高い自由金利型預金です。	1ヵ月~10年	1,000万円以上
	スーパー定期預金	金利は大口定期に連動しますからたいへんお得です。	同上	100円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	6ヵ月毎に、その時点での金利動向を直接キャッチする定期預金です。	1年~3年	100円以上
	期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1ヵ月前のご連絡でいつでもお引出しに なれます。	3年(最長預入期限)	100円以上 300万円未満
	ふくしん年金定期「輝」	当金庫で年金自動受取のお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
	長寿の証	運転免許証を自主返納されたお客さまお一人1,000万円まで。	1年	100円以上 1,000万円以下
定期積金		事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に 準備する預金です。	6ヵ月~5年	1,000円以上
	ためっぺ	毎月積立の他に隔月積立や指定月追加積立もできます。	3年~10年	1万円以上
	ドリームキャッチャー積金	上限1,000万円の自動振替専用積立です。満期時に定期預金を自動 作成します。ボーナスからの追加もOKです。	1年~5年	1万円以上 1,000万円以下
	ファミたん、 しんきん定期積金	福島県子育で応援パスポート事業全国共通展開協賛 福島県信用金庫協会統一商品 自動振替専用積立です。	3年~5年	毎月積立 1万円以上 5万円以下
	「つくしん坊」 +定期預金)	1冊の通帳で定期積金の契約期間内に定期預金を預け入れできる 商品で、まとまった資金づくりに最適です。	3年~5年	定期積金 1,000円以上 定期預金 100円以上
財形預金		勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。 給料、ボーナスからの天引き積立ですから無理なく貯められます。		
	財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で元本550万円(住宅財形と合算)まで お利息が非課税です。	5年以上	100円以上
	財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金で、元本550万円(年金財形と 合算)までお利息が非課税です。	5年以上	100円以上
	一般財形預金	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家・進学融資の 特典も受けられます。	3年以上	100円以上
積立定期預	重金	1冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立ができます。	1年~5年	100円以上
譲渡性預金		払戻について期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のない預金です。 ※預金保険制度の対象ではありません。	2週間~5年	5,000万円以上

■融資業務

[個人のお客さま向け融資]

(令和6年7月1日現在)

LIE.								
		ローンの名称	お使いみち	ご融資限度額	期間	担保·保証人		
	変動	・固定選択型住宅ローン						
お住ま		新マイプラン	住宅の新築・増改築	1億円	40年以内	不動産		
造		マイプランワイド	住宅の購入	1億円	40年以内	保証会社保証		
(i)		マイプランベスト	住宅用の土地購入 住宅ローン借換・リフォーム	5,000万円	35年以内	不動産		
の		ふくしん家計ローン	任もローノ信揆・リフォーム	5,000万円	224以内	親族保証人又は第三者保証人		
ため		固定金利型住宅ローン 金融支援機構証券化支援事業)						
0		ふくしんフラット35	住宅建設、住宅・マンション(新築・中古)の購入資金	8,000万円	35年以内	住宅金融支援機構の抵当権		
7	無担	保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・住宅ローン借換	2,000万円	25年以内	保証会社保証		
シ	ふくし	しんソーラーローン	太陽光発電システム設置資金 太陽光発電システムとあわせて実施するリフォーム資金	500万円	15年以内	親族保証人又は第三者保証人		
資金イカー		し んマイカーローン しん車屋さん ・のっちゃお!	WEB完結対応 車・パイク・自転車購入資金 車庫設置・運転免許取得費用・借換資金	1,000万円 (就職内定者は200万円)	10年以内	保証会社保証		
教育	ふくし	しんキャンパス	WEB完結対応 教育に関する費用	1,000万円	16年以内	保証会社保証		
教育資金		しん教育カードローン 送り上手」	教育に関する費用 (在学中は毎月利息のみお支払い)	50~500万円	当座貸越期間:5年以内 証書貸付期間:3ヵ月以上10年以内	保証会社保証		
312	学資	ローン	教育に関する費用	500万円	10年以内	親族保証人又は第三者保証人		
	カー	ドローン						
		ふくしんカードローン	WEB完結対応 自由(事業資金は除く)	10~300万円	3年(自動更新)	保証会社保証		
		しんきんきゃっする900	自由(事業資金は除く)	900万円	3年(自動更新)	保証会社保証		
お使	フリ-	ーローンワイド	自由(事業資金は除く)	1,000万円	10年以内	保証会社保証		
いみ	ふくし	んフリーローンフォーライフ	WEB完結対応 自由	500万円	10年以内	保証会社保証		
き自由	ふくし	しんフリーローンかりっぺ	WEB完結対応 自由	500万円	10年以内	保証会社保証		
由	宅配	ローン	自由(事業資金・旧債返済資金は除く)	300万円	5年以内 (教育·住宅関連7年以内)	親族保証人		
		ーライフローン -タイム24	ブライダル資金等の冠婚葬祭資金、墓石等購入資金 家財等購入資金、医療資金、旅行資金	500万円	10年以内	保証会社保証		
	シニ	アライフローン エール	自由	100万円	10年以内	保証会社保証		

[法人・個人事業主さま向け融資]

(令和6年7月1日現在)

(1912)				
ローンの名称	お使いみち	ご融資限度額	期間	担保·保証人
新型ビジネススピードローン				
パワーアップ5,000馬力	事業資金 運転資金·設備資金	5,000万円	証書貸付10年以内	福島県信用保証協会保証・
パワーアップ2,000馬力	事業資金 運転資金·設備資金	2,000万円	手形貸付 1年以内	原則代表者保証
ふくしんフロンティア	事業資金 運転資金 設備資金	2,000万円	運転 7年以内 設備10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしんSSローン	事業資金 運転資金·設備資金	1億円	10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん元気一番	事業資金 運転資金・設備資金 融資取りまとめ資金	1億円	運転 10年以内 その他 25年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん地域創生支援ローン	事業資金	2,000万円	10年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
新型地域創生支援ローン(短期継続型)	事業資金 正常運転資金	3,000万円	手形貸付 (継続時は書替処理)	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
地域再生支援ローン(貸付条件変更対応型)	事業資金 運転資金·設備資金	2,000万円	証書貸付15年以内 手形貸付 1年以内	原則無担保 経営者保証等の必要性に 関するチェックリストによる
継続サポート「どっしりくん」	事業資金 運転資金	3,000万円	1年以内	福島県信用保証協会保証· 原則代表者保証
ふくしんアパートローン	賃貸住宅及び店舗事務所併用住宅の新築・購入資金	1億円	25年以内	不動産担保
ふくしんNPO等地域活性化ローン	地域社会に貢献する コミュニティビジネス活動資金	1,000万円	証書貸付 5年以内 手形貸付 1年以内	原則代表者保証 必要に応じて不動産担保
ふくしんアグリファーム	事業資金 運転資金·設備資金	1億円	証書貸付10年以内 手形貸付 1年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる
ふくしん創業支援ローン「創業のススメ」	新規創業·第二創業資金	1,000万円	10年以内	経営者保証等の必要性に関するチェックリストによる
ふくしんSDGsサポートローン	SDGs達成に向けた取り組みに対する運転資金・設備資金	2,000万円	証書貸付10年以内	必要に応じて 経営者保証等の必要性に 不動産担保 関するチェックリストによる

提携融資制度

福島商工会議所会員向けメンバーズローン、福島県法人会連合会・東北税理士会福島県支部連合会パートナーローン、福島県中小企業家同友会連携資金活性化ローン、ふくしんTKC経営者ローンなどのご融資の取扱いをしております。

信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構・株式会社日本政策金融公庫などのご融資の取扱いをしております。 代理業務融資

商品ご利用にあたっての 留意事項

各種ローンは、融資対象が限られる場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。 また、お申し込みの状況によってはご融資できない場合もありますので、ご了承ください。 また、商品内容の改善のため、内容等を変更する場合もありますので、詳しくはお近くの「ふくしん」窓口・渉外担当者にお尋ねください。 なお、ご利用の際は計画的なご利用をおすすめします。

31

業務のご案内

■投資信託・公共債の窓口販売業務

(令和6年7月1日現在)

サービス名	特色(内容)	
投資信託 目的やライフプランに合わせて選べるファンドをご用意しております。 ※投資信託は値動きのある商品です。元本の保証はございません。		
投信インターネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンまたはスマートフォンによる簡単な操作で投資信託が購入できる、個人のお客さま向けのサービスです。	
公共債	長期利付国債、中期利付国債、個人向国債および地方債を取扱っております。	

■保険商品の募集業務

サービス名	特色(内容)
個人年金保険	ゆとりある老後にむけて、生活資金を計画的に準備するための保険です。
終身保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一生涯の死亡保障がある保険です。
定期保険	万一の場合、大切な家族の生活を守る、一定期間の死亡保障がある保険です。
医療保険	病気やケガの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
が ん 保 険	がんと診断された時やがんでの入院・手術のとき等に給付金を受け取れる保険です。
介 護 保 険	要介護・要支援状態になったとき等に給付金を受け取れる保険です。
標準傷害保険	さまざまな事故によるケガを補償する保険です。
事業性保険	企業を取り巻く種々の賠償リスクや災害リスクを補償する保険です。
住宅火災保険	充実の補償内容で、火災や災害など大切なマイホームをとりまく危険に備える火災保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。
債務返済支援保険	病気やケガで、長期の入院・療養が必要になった場合にローン返済を支援する保険です。 ※当金庫で住宅ローンをご利用のお客さまが対象となります。

■共済代理店業務

サービス名 特色(内容)	
しんきんの共済制度 (中小労災共済法に基づく共済募集)	公益財団法人日本中小企業福祉財団(日本フルハップ)が提供する「共済事業・災害防止事業・福利厚生事業」が一体となった共済制度です。

■信託契約代理業務

サービス名	特色(内容)	
個人向け信託商品	しんきん相続信託:ご本人に万が一の事があったときに、ご家族が必要となる資金をすぐに受け取ることができます。	
個人内心 10 mm	しんきん暦年信託:年間110万円までの贈与税の非課税枠を活用したご家族への生前贈与の手続きをサポートします。	

■相続関連業務(専門機関との提携業務)

サービス名	特色(内容)		
遺言信託	お客さまのお考えどおりに大切な財産を受け渡すために、遺言書の作成・保管・執行までの一連の手続きをサポートします。		
遺産整理業務	相続が開始した場合に、相続人の皆様から依頼を受けて、遺産調査から遺産分割協議書の作成、遺産の名義書換手続きなどを代行させていただきます。		
財産承継プランニング	お客さまの大切な財産をお考えに沿って承継させるために、起こりうる問題や課題を事前に予測し、その解決策をご提案するサービスです。		

■為替•決済業務

サービス名	特色(内容)
振込	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関へ確実・迅速に振込ができます。
ATM振込サービス	ATMを利用し、振込が簡単にできます。
為替自動振込サービス 毎月一定の日に一定の金額を指定の口座へ自動振込するサービスで、1度の手続きで毎月定められた日に指定金額を振込い	
電子記録債権サービス インターネット(PC)等を通じて、手形や振込に代わる新しい決済手段(電子記録債権)です。 安全・簡易・迅速に支払いや譲渡等をすることができます。	
代金取立	手形・小切手・株式配当金領収書などを取り立てし、ご指定の預金口座にご入金いたします。

■その他のサービス業務

サービス名	特色(内容)
給与振込	給料、ポーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 給料口が出張や休暇と重なった場合でも、全国の金融機関のキャッシュサービスコーナーでお引出しになれます。
年金自動受取	厚生年金、国民年金等各種年金が受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。 ※金利優週の定期預金、貿寿のお祝い等の特典をご用慮しております。また、資産活用や相続等に関する相談も承っております。
□座振替	一度手続きするだけで、公共料金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
キャッシュカードサービス	当金庫の本支店、店外ATMおよび全国どこの金融機関でもキャッシュカードを使って現金をお引出しになれます。(個人・法人とも取扱可)
通帳アプリロ座	いつでもどこでも入出金明細や残高をスマホで確認できるとても便利なサービスです。スマートフォンで無料の通帳アプリをダウンロードし、お持ちの口座を 「スマホ通帳」に簡単に切替できます。
バンキングアプリ	スマートフォンをご利用のお客さまへ。お振込や残高照会、IB利用やローンの申込みが、いつでもどこでもご利用いただけるとても便利なサービスです。
デビットカードサービス	お店(加盟店)でお買い物をする時に、お手持ちのキャッシュカードをそのまま使って、現金の代わりにキャッシュカードでお支払いできるとても便利なサービスです。
Edy	お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、Edyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。 おサイフケータイひとつですぐにチャージができるので、とても便利です。
メルペイ	キャッシュレス社会の実現へ向けて、スマートフォンによるQRコード決済がご利用できます。
VISAカード	世界各国のVISA加盟店でご利用いただけます。デパート・レストラン・ホテル・ゴルフ場などのショッピング・レジャーなどにご利用になれます。 有料道路の料金所をノンストップで通行可能にするETCカードが便利です。
全自動貸金庫	お客さまの財産を安全・確実に守ります。(西支店、北支店、南・ほうらい支店、吉井田支店、霊山おてひめ支店、総合相談センター)
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日にはご指定の口座に自動的に入金されます。 (収納代行委託分は翌々営業日となります。)
公金の取扱い(指定金融機関・歳入代理店等)	伊達市(東邦銀行と2年毎輪番制)・伊達郡の桑折町、国見町の2町および公立藤田総合病院の公金取扱いをご指定いただいております。 日本銀行歳入代理店をはじめとして、各種税金や社会保険料などの収納をお取扱いします。
集金代行サービス (F-NET)	新聞代、家賃、会費等や売掛金の回収などあらゆる集金をお客さまに代わって口座振替の方法により代行します。
個人インターネットバンキング	お申し込みをいただくだけで、ご自宅や職場のパシコン、お手持ちの携帯電話から、「残高照会」「資金移動(振込・振替)」などのお取引がインターネット上でご利用 いただけます。専用のソフトは必要ありません。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンによる簡単な操作で、残高照会や振込などがご利用いただける、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。
サッカーくじ(toto)当せん金払戻業務	窓口でtoto当せん金の払戻しをいたします。 本店・駅前支店、西支店、南・ほうらい支店、北支店、桑折支店、保原支店にてお取扱いしております。
点字刻印サービス	目のご不自由な方々にも安心してご利用いただけるよう、 預金通帳・証書に預金種類、口座番号、金額等を点字併記いたします。(飯坂支店)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を拠出し、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用し、原則60歳以降に年金または一時金で受け取る税制メリットのある年金制度です。
来店予約フォーム	当金庫ホームページから、24時間いつでもご来店予約申込ができるサービスです。
しんきん法人ポータル ケイエール	当金庫とお客さまとのデジタル接点として、資金繰り把握、パックオフィスサービス、コミュニケーション等の機能をワンストップで提供するWEBサービスです。
e-dash	企業のエネルギーコスト削減や、CO:排出量削減への取り組みを総合的にサポートするサービスです。

手数料のご案内

■手数料のご案内

振込手数料 (令和6年7月1日現在)

	窓口利用		各種機械利用			
振込の種類/振込先	ベロが用 (電信扱・文書扱共通)	A T M 利 用		個人・法人IB・	為替自動振込	
	(电后级 * 关音级六炮)	当金庫カード	他行カード・現金扱	HB ⋅ FB		
当金庫同一店内振込	550円	無料	440円	無料	無料	
当金庫宛	550円	330円	440円	330円	330円	
他行庫宛	880円	550円	660円	550円	550円	

円貨両替等手数料

お取扱い枚数		両替手数料	多量硬貨受入手数料
	1枚~ 50枚	無料	無料
	51枚~ 100枚	FFOM	//// 17
	101枚~ 500枚	550円	550円

以降500枚増すごとに550円加算

※ご持参される枚数、お渡しする枚数のいずれか多い方を基準とさせていただきます。

項目	内 容	手数料
小切手帳		3,300円
約束手形帳·為替手形帳	1∰	3,300円
夜間金庫専用入金帳	1 11111	5,500円
振込帳		1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
マル専手形用紙	I 1/IX	550円
マル専開設		3,300円
残高証明書都度(継続含)		660円
残高証明書英文		1,100円
残高証明書監査法人用	1通	3,300円
残高証明書所定用紙外		1,100円
各種証明書お客様の書式により発行するもの		1,100円
取引明細書(預金・融資他全取引)	10年以内	1,100円
双丁吩和音(顶亚·树萸(吃主双丁))	10年超	3,300円
個人情報開示請求手数料 主債務の履行状況に関する情報提供(保証人請求)	1件	1,100円
当金庫の印鑑証明書交付手数料	1通	2,200円
当金庫の資格証明書交付手数料	1通	2,200円

カード・通帳手数料

	種類	手数料
発行	キャッシュカード(法人向)※個人以外	1.100円
行	事業者カードローン(更新時は330円)	1,1001
再発行	キャッシュカード	
	ローンカード(すべて)	1.100円
	事業者カードローン	1,100円
13	通帳・証書・出資証券	

*自然摩耗等による再発行は無料です。

融資実行手数料

	項目	手数料
新規実行及び	証書貸付(事業所)	5,500円
手形貸付書替手数料	手形貸付(事業所)	2,200円
(かりっぺ:無料)	証書貸付(個 人)	2,200円
(フォーライフ:一律2,200円)	手形貸付(個 人)	1,100円
条件変更手数料	返済期間・金額の変更	11,000円
債務保証手数料	保証書発行1通につき	3,300円

代金取立手数料・組戻し手数料

手形・小切手の取立方法		手 数 料	
電子交換	小切手	無料	
	手 形	440円	
個別取立	小切手	880⊞	
1回方1月以上	手 形	000円	

※組戻し関係手数料は1,100円です。 ※JR旅館券、他クーポン券、他行預金通帳・証書の取立等については、880円です。

ATM利用手数料

7 (110) [3/13 3 AA] [
	利用時間帯	当金庫カードほか 県内7信金カード	福島県内8信金以外 の信用金庫カード	他金融機関 郵貯カード
	8:00~ 8:45		110円	220円
平日	8:45~18:00	無料	無料	110円
	18:00~21:00		110円	220円
	8:00~ 9:00		110円	220円
土 曜	9:00~14:00	無料	無料	110円
	14:00~21:00		110円	220円
日曜·祝日	8:00~21:00	無料	110円	220円

**コンピニ等のATMをご利用になる場合は別途手数料がかかります。 **県内8信用金庫(会津・郡山・白河・須賀川・ひまわり・あぶくま・二本松・福島の各信金)が設置する店舗内・ 店舗外ATMが対象となります。

その他手数料

C -> 10 3				
項	目	手数料	備考	
夜間金庫手数料	/年間	52,800円	_	
夜間金庫預入袋	/1個	3,300円	(※4個以上貸与する場合)	
		全 [自動タイプ	
グヘウエ をい	大	23,760円	総合相談センター・南・西・吉井田・霊山おてひめ	
貸金庫手数料	中	18,480円	総合相談センター・北・南・西・吉井田・霊山おてひめ	
小		13,200円	総合相談センター・北・南・西・吉井田・霊山おてひめ	
保護預り一般封	緘	2,200円	_	
一般当座預金開	設	11,000円	(当座貸越用の開設は除く)	
手形·小切手記名	3判印刷登録料	11,000円	_	
個人IB基本料金	/月	無料	個人に限る 個人事業等は 220円	
法人IB	データ伝送	2,200円	_	
基本料金/月	オンライン	1,100円	_	
FB	パソコンタイプ	5,500円	_	
基本料金/月	ホームユースタイプ	1,100円	_	
アンサー利用料	/月(FAX)	1,100円	_	
株式払込手数料		取扱:	取扱金額×2.5/1,000円×1.10	
他所公金(税金)取次手数料		糸	納付書1件につき550円	

融資関係手数料

		内 容	手数料	備考
証書貸付の繰上返済手数料 (事業性融資・住宅ローン・個人ローン)		返済元金300万円未満	11,000円	元金100万円未満または実行後6ヵ月未満の繰上返済除く
		300万円以上1,000万円未満	22,000円	残存期間1年未満の全額繰上・保証弁済等は除く
		1,000万円以上	33,000円	条件変更または再貸に伴う繰上返済は除く
	住宅ローン	新規設定一律	22,000円	マイプランワイド、マイプランネクスト、家計ローンを除く
不動産担保設定	住宅ローン以外	新規設定5,000万円未満	22,000円	
		新規設定5,000万円以上1億円未満	33,000円	
		新規設定1億円以上	55,000円	
不動産担保取扱手数料(各種変更登記)			22,000円	追加設定・極度額変更・順位変更・債務者変更(相続は除く)等
不動産担保抹消手数料(根抵当権)		抹消 1件につき	3,300円	道路として公的機関に譲渡する場合は除く
住宅ローン金庫取扱手数料		マイプランネクスト・家計ローン以外	11,000円	
		マイプランネクスト	55,000円	
賃貸物件取扱手数料			11,000円	賃貸物件の取得資金、借換資金に係るもの
融資証明書発行		1通	11,000円	
固定金利選択手数料			11,000円	金庫所定の変動から固定、固定から固定へ変更の場合
金利変更手数料(証書貸付)		金利引下げ 1件につき	11,000円	各種条件変更手数料を頂く場合は除く

未利用口座管理手数料

対 象 預 金 の 種 類	手数料/年間
令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座(定期性総合口座含)、貯蓄預金口座、決済用普通預金	1,320円

※最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い□座が未利用□座となります。 ※□座の残高が1万円以上の場合、当金庫に預り金融資産(定期性預金、投資信託、公共債等)および金融商品仲介業務に係る決済□座がある場合、当金庫にお借入れがある場合は対象外となります。

事業の内容

業務の種類

- 1. 預金及び定期積金の受入れ
- 2. 資金の貸付け及び手形の割引
- 3. 為替取引
- 4. 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品 投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6)短期社債等の取得又は譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理 株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構

独立行政法人福祉医療機構

日本銀行

年金積立金管理運用独立行政法人

独立行政法人農林漁業信用基金

福島県農業信用基金協会

独立行政法人中小企業基盤整備機構

地方住宅供給公社

日本酒造組合中央会

独立行政法人労働者健康安全機構

- 一般社団法人しんきん保証基金
- 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
- 一般財団法人建設業振興基金
- 一般社団法人全国石油協会

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人情報処理推進機構

東日本建設業保証株式会社

- (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ.金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - 口.銀行
 - ハ.長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に 規定する長期信用銀行をいう。)
 - 二.信用協同組合及び中小企業協同組合法(昭和24年法律 第81号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ.労働金庫及び労働金庫連合会
 - へ、農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第 10条第1項第3号の事業を行うものに限る。)及び農業協同 組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)
 - ト.漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242 号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、漁業 協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行う ものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第93条第1

項第2号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。)

チ.農林中央金庫

- (9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11)振替業
- (12)両替
- (3)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (4)金融等デリバティブ取引((5)及び(3)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15)金の取扱い
- (16)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

信金中央金庫

株式会社朝日信託

- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (4)電子債権記録法(平成19年法律第102号)第58条第2項の 定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う 電子債権記録業に係る業務
- (5)確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
- (6)中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る 共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項 により行う共済募集

地区一覧 都道府県名 市郡名 営 業 区 域 市 円 福 島 伊達 市 田 二本松市 四 円 本宮市 円 伊 達 郡 円 島県 安達郡 浪江町のうち津島・下津島・南津島・ 双葉郡 羽附・赤宇木・昼曽根・川房 玉野・東玉野 相 馬市 飯舘村のうち飯樋・比曽・松塚・関根・ 相 馬 郡 臼石・二枚橋・須萱・前田・佐須 白 石 市 越 河 宮城県 伊 具 郡 丸森町

2024 FUKUSHIN Disclosure

資 料 編

CONTENTS

財務諸表3	6
役職員の報酬体系	ŀ1
経営指標・諸比率4	12
預金等に関する指標4	4
貸出金に関する指標・・・・・・・・・・・・4	-5
不良債権の状況4	-7
有価証券等に関する指標4	3-
自己資本の充実の状況等5	51
開示項目一覧	

(信用金庫法第89条に基づく開示項目)…61

財務諸表

■貸借対照表

■貸借対照表		(単位:百万円)
	令和4年度	令和5年度
科目	(令和5年3月31日現在)	(令和6年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	4,945	4,733
預け金	123,700	124,954
買入金銭債権	2,532	1,911
金銭の信託	0	0
有 価 証 券	147,795	155,003
国	10,996	10,603
	24,076	26,851
社	70,828	74,916
株式	2,677	3,550
その他の証券	39,216	39,080
貸 出 金	196,789	192,476
割引手形	297	344
手 形 貸 付	10,156	10,530
証 書 貸 付	178,359	174,269
当座貸越	7,975	7,331
その他資産	2,303	3,148
未決済為替貸	55	123
信金中金出資金	1,568	2,208
前払費用	0	0
未 収 収 益	393	431
その他の資産	286	384
有 形 固 定 資 産	3,530	3,409
建物	1,371	1,299
土地	1,909	1,887
<u>ーニー フ</u> リース資産	_	-
建設仮勘定	_	_
その他の有形固定資産	249	222
無形固定資産	64	87
<u> </u>	49	72
$\frac{}{}$ 0 1 λ	_	
	_	_
その他の無形固定資産	15	15
前払年金費用	156	174
繰延税金資産	229	202
債務保証見返	1,829	1,970
貸 倒 引 当 金	△2,039	△1,921
(うち個別貸倒引当金)	(△1,848)	(△1,725)
(, , , , , , , , ,	, , , , , ,
資産の部合計	481,837	486,148

		(単位:百万円)
 科 目	令和4年度	令和5年度
	(令和5年3月31日現在)	(令和6年3月31日現在)
(負債の部)	454.060	450.006
預 金 積 金	451,263	453,996
当座預金	1,512	1,700
普通預金	280,704	288,612
貯 蓄 預 金	1,392	1,293
通 知 預 金	450500	455.000
定期預金	159,509	155,083
定期積金	5,501	5,028
その他の預金	2,642	2,277
譲渡性預金	7,000	-
借 用 金	7,030	6,621
借入金	7,030	6,621
そ の 他 負 債	736	801
未決済為替借	87	210
未 払 費 用	67	63
給付補塡備金	7	5
未払法人税等	148	177
前 受 収 益	96	88
払 戻 未 済 金_ 払 戻 未 済 持 分	30	27
	106	
職員預り金	186	175
金 融 派 生 商 品	0	_
資産除去債務 その他の負債	110	51
賞与引当金	137	138
	137	130
	166	179
	14	16
偶発損失引当金	95	124
操延税金負債		124
<u>機 と 祝 並 貝 貝</u> 債 務 保 証	1,829	1,970
負債の部合計	461,273	463,849
(純資産の部)	401,273	403,043
出資金	1,699	1,671
普通出資金	1,699	1,671
	- 1,000	-
優先出資申込証拠金	_	_
資本剰余金	_	_
資本準備金		_
その他資本剰余金	_	_
利 益 剰 余 金	21,422	22,361
利益準備金	1,730	1,699
その他利益剰余金	19,692	20,661
特別積立金	17,920	18,680
(創立記念事業積立金)	(340)	(340)
当期未処分剰余金	1,772	1,981
処 分 未 済 持 分	△-	△0
自己優先出資	△-	△−
自己優先出資申込証拠金	_	_
会 員 勘 定 合 計	23,121	24,032
その他有価証券評価差額金	△2,558	△1,733
繰延ヘッジ損益	_	_
土地再評価差額金	_	_
評価・換算差額等合計	△2,558	△1,733
純資産の部合計	20,563	22,299
負債及び純資産の部合計	481,837	486,148
	·	

■損益計算書

	令和4年度
(至:	
	5,450,680 5,514,306
資金運用収益	4,537,592 4,569,041
貸出金利息	2,837,078 2,803,383
預け金利息	200,883 191,390
有価証券利息配当金	1,450,819 1,528,144
金利スワップ受入利息	
その他の受入利息	48,811 46,122
役務取引等収益	745,607 746,838
受入為替手数料	265,987 261,275
その他の役務収益	479,619 485,563
その他業務収益	84,614 66,608
国債等債券売却益	27,739 15,249
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	1,741 –
その他の業務収益	55,133 51,358
その他経常収益	82,866 131,817
貸倒引当金戻入益	
償 却 債 権 取 立 益	525 525
株式等売却益	47,902 128,857
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	34,438 2,434
経 常 費 用	4,429,005 4,161,716
資 金 調 達 費 用	73,516 68,217
預 金 利 息	47,863 46,174
給付補塡備金繰入額	3,755 2,654
譲渡性預金利息	
借用金利息	20,961 18,475
その他の支払利息	935 913
役務取引等費用	386,818 394,674
支払為替手数料	59,492 60,105
その他の役務費用	327,326 334,568
その他業務費用	13,985 12,577
外国為替売買損	
国債等債券売却損	1,781 –
国債等債券償還損	11,490 11,680
国債等債券償却	
金融派生商品費用	712 007
その他の業務費用 経 費	713 897 3,456,396 3,435,444
人 件 費	
物 件 費	2,170,478 2,165,666 1,183,168 1,177,758
	102,749 92,019
その他経常費用	498,288 250,802
貸倒引当金繰入額	277,318 145,987
貸出金償却	
株式等売却損	109,835 26,491
株式等償却	
金銭の信託運用損	
その他資産償却	1,245 2,542
その他の経常費用	109,889 75,780
経 常 利 益	1,021,675 1,352,589

					(単位:十円)
	:N			令和4年度	令和5年度
₫	斗			(自:令和 4年 4月 1日) 至:令和 5年 3月31日)	(自:令和5年4月1日) 至:令和6年3月31日)
特	別	利	益	1,227	_
古	定資	産 処 分	益	_	_
その	ひ他の)特別利	益	1,227	_
特	別	損	失	15,713	14,389
固	定資	産 処 分	損	2,973	14,389
減	損	損	失	12,739	_
その	ひ他の)特別損	失	_	_
税引	前当	期純利	益	1,007,189	1,338,199
法人称	、住民	税及び事業	Ě税	306,897	338,386
法人	税等	の還付	額	_	_
法人	税等	手調 整	額	△67,420	27,061
法人	、税	等 合	計	239,476	365,448
当	期系	屯 利	益	767,713	972,751
繰越:	金(当	期首残	高)	1,004,707	1,009,233
当 期	未 処	分剰余	金	1,772,420	1,981,985

■剰余金処分計算書

(単位:円)

IN -		47期	48期
科目		(通常総代会承認日) 令和5年6月15日)	(通常総代会承認日) 令和6年6月18日)
当期未処分剰名	金	1,772,420,533	1,981,985,036
積 立 金 取 崩	額	30,800,500	27,642,000
利益準備金限度超過取	7崩額	30,800,500	27,642,000
剰 余 金 処 分	額	793,987,780	1,003,434,940
利益準備	金	0	0
普通出資に対する配	当金	33,987,780	33,434,940
(配当	率)	(年2%)	(年2%)
特別積立	金	760,000,000	970,000,000
繰越金(当期末残	高)	1,009,233,253	1,006,192,096

■会計監査人による監査

令和6年6月18日開催の第48回通常総代会で報告を 行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金 処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に 基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けており ます。

■財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る 内部監査の有効性を確認しております。

令和6年 6月18日

福島信用金庫

理事長 樋口 郁雄

貸借対照表・損益計算書の注記

■貸借対照表の注記

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額 法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただ し市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により
- 行っております。
- 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後 に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属 設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 34年~50年

その他 3年~20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、 自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づ いて償却しております。
- 7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中 のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証 額とし、それ以外のものは零としております。
- 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本 公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定 並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の 一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証に よる回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先 債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該 部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- 9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 10-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に あたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額 基準によっております。

退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。

① 退職給付債務 1,466百万円 年金資産 1,952百万円 3 前払年金費用 174百万円 ④ 未認識数理計算上の差異 △311百万円

退職給付債務等の計算基礎については以下のとおりであります。

(5) 割引率 1.2% 期待運用収益率 3.5% 数理計算上の差異の処理年数 10年

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の翌事業 年度から)費用処理(又は損益処理)

10-2. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年 金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが できないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫 の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額 1,680,937百万円

年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額

1,770,192百万円 △89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (令和5年3月分)

0.2921%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円 であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定 率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金54 百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠 出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負 担割合とは一致しません。

- 11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労 金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備え るため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払 見込額を計 FL/ております。
- 14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の 時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわ

せて注記しております。

- 15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に 係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、 翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 【貸倒引当金】…1,921百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定 における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定し ております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、 翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 【繰延税金資産】…250百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって 見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受 ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事 業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 19. 有形固定資産の減価償却累計額は4,452百万円であります。
- 20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機の一部については、所有権移転外ファイ ナンス・リース契約により使用しております。
- 21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のと おりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利 息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券 の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資 産1中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記さ れている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約 によるものに限る。) であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,475百万円 危険債権額 6,093百万円 三月以上延滞債権額 0百万円 貸出条件緩和債権額 300百万円 合計額 8.869百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始 の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が 悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延して いる貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであ

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該 当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。 これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 344百万円であります。
- 23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 8,000百万円

担保資産に対応する債務

借用金 6.621百万円

上記のほか、日本銀行歳入代理店担保として有価証券2,000百万円、地方公共団体等指 定金融機関差入担保として預け金14百万円及び現金1.3百万円、為替決済取引担保として 預け金29,000百万円、有価証券4,800百万円を差し入れております。

- 24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債 に対する当金庫の保証債務の額は30百万円であります。
- 25. 出資1口当たりの純資産額は6,670円43銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。ま た、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事 業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク に晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金につい て、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債 権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議やAI M委員会を開催し、審議・報告・チェックを行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM 委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。 (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場連用商品の保有については、経営会議及び資金運用報告会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用管理規程に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。(の市場リスクに係る定量的情報

当金庫は、資産・負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で10.701百万円です。

なお、当金庫では、毎月バックテスティングを実施し、計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち有価証券及び買入金銭債権以外については、簡便な計算により 算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

		(=	型(日/月/月)
	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)預け金(*1)	124,954	124,399	△554
(2)買入金銭債権	1,911	1,787	△124
(3)有価証券	154,941	154,854	△86
売買目的有価証券	_	_	-
満期保有目的の債券	6,853	6,766	△86
その他有価証券	148,088	148,088	_
(4)貸出金(*1)	192,476		
貸倒引当金(*2)	△1,921		
	190,554	193,970	3,416
金融資産計	472,361	475,011	2,650
(1)預金積金(*1)	453,996	453,777	△218
(2)借用金(*1)	6,621	6,583	△37
金融負債計	460,617	460,361	△255

- (*1)有価証券及び買入金銭債権以外の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に 代わる金額」を記載しております。
- (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計 基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価 とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、金利スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

満期のある買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格 によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、将来キャッシュ・フローから算出した時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から32.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別 貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利 (TIBOR、金利スワップレート) で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、金利スワップレート)を用いております。

(2)借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(TIBOR、金利スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、 金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

	(+111-1111)
区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合等への出資(*1)	45
非上場株式等(*2)	16
信金中央金庫出資金(*1)	2,208
その他出資金(*1)	1
숨 計	2,270

- (*1)組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)非上場株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				(+14-0771 3/
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	84,754	26,600	3,800	9,800
買入金銭債権	293	117	_	1,500
有価証券	5,066	34,185	68,787	25,428
満期保有目的の債券	_	30	4,800	2,023
その他有価証券のうち 満期があるもの	5,066	34,155	63,987	23,404
貸出金(*)	29,862	59,611	46,963	47,620
合 計	119,976	120,515	119,551	84,348

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

				(羊瓜・ロババル)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	145,088	12,986	129	881
借用金	3,509	1,586	1,526	_
合 計	148,597	14,572	1,655	881

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国 債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32. まで同様であります。

売買目的有価証券

該当事項はありません。

貸借対照表・損益計算書の注記

満期保有目的の債券

		4₩ ##±±077-±=1 1 AT	n+ /m	A4 AT
	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
	地方債	2,500	2,515	15
時価が 貸借対照表	短期社債	_	-	-
計上額を 超えるもの	社債	_	_	-
	その他	_	_	_
	小計	2,500	2,515	15
	国債	2,023	1,931	△91
	地方債	2,300	2,289	△10
時価が 貸借対照表	短期社債	-	-	-
計上額を 超えないもの	社債	30	30	-
<u>/</u>	その他	-	-	-
	小計	4,353	4,250	△102
合 計		6,853	6,766	△86

その他有価証券

1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -						
	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)		
	株式	3,255	1,442	1,813		
	債券	4,855	4,822	33		
	国債	_	_	_		
貸借対照表 計上額が	地方債	3,008	2,999	8		
取得原価を超えるもの	短期社債	-	-	-		
,_,,	社債	1,847	1,823	24		
	その他	17,572	16,026	1,545		
	小計	25,683	22,291	3,392		
	株式	278	308	△29		
	債券	100,662	104,556	△3,893		
	国債	8,580	9,706	△1,126		
貸借対照表 計上額が	地方債	19,043	19,534	△490		
取得原価を超えないもの	短期社債	_	_	_		
12.000	社債	73,039	75,316	△2,276		
	その他	21,463	22,666	△1,202		
	小計	122,404	127,530	△5,125		
合	計	148,088	149,822	△1,733		

- 29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	750	117	26
債券	4,750	3	-
国債	_	_	-
地方債	548	1	-
短期社債	_	_	-
社債	4,201	2	-
その他	967	77	11
合 計	6,468	198	38

その他には、売却に伴う有価証券利息配当金54百万円を含みます。

- 31. 保有目的を変更した有価証券
- 該当事項はありません。
- 32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

- 33. 運用目的の金銭の信託はありません。
- 34. 満期保有目的の金銭の信託はありません。

35. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
その他の 金銭の信託	0	0	0	_	0	

- ※「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,901百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが20,245百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将來のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

00,00,00	
繰延税金資産	
貸倒引当金	470百万円
役員退職慰労引当金	49
その他	613
繰延税金資産小計	1,133
評価性引当額	△883
繰延税金資産合計	<u>250</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差	額金 -
その他	47
繰延税金負債合計	<u>47</u>
繰延税金資産の純額	202百万円

38. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契 約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産 -百万円 顧客との契約から生じた債権 16百万円 契約負債 -百万円

■損益計算書の注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資一□当たり当期純利益金額は288円26銭であります。
- 3. その他の経常費用には、偶発損失引当金純繰入額46,241千円等を計上しております。
- 4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は715,938千円であります。
- 5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義 務は、通常、対価の受領 と同時期に充足される
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受 入手数料	ため、原則として、一時 点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、□座 振替手数料、□座維持手数料、融資取扱手数 料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金 業務関係の受入手数料	賞金庫やインターネット パンキングに係る固定 利用料金等のサービス 期間に対応して生じる
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・ 保険販売業務関係の受入手数料	収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。な
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に関係する受入手 数料	お、履行義務の充足が1 年超となる取引はあり ません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関する ものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係 る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。 また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活 動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しな いため記載しておりません。

役職員の報酬体系

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれ ぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議 により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	147

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は3名です(期中に退任した者を含む)。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」124百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。 なお、「賞与」の支払いはありません。
 - 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 - 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第 22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 - 2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 - 3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

■5年間の主要経営指標

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	5,651,133千円	6,174,013千円	5,742,690千円	5,450,680千円	5,514,306千円
経 常 利 益 (△は経常損失)	928,285千円	739,719千円	1,220,842千円	1,021,675千円	1,352,589千円
当期純利益 (△は当期純損失)	596,951千円	592,173千円	835,438千円	767,713千円	972,751千円
出資総額	1,789百万円	1,757百万円	1,730百万円	1,699百万円	1,671百万円
出資総□数	3,579千口	3,514千口	3,460千口	3,398千口	3,343千口
純 資 産 額	20,200百万円	23,213百万円	22,961百万円	20,563百万円	22,299百万円
総 資 産 額	427,919百万円	489,782百万円	521,288百万円	481,837百万円	486,148百万円
預金積金残高	396,232百万円	425,066百万円	437,437百万円	451,263百万円	453,996百万円
貸出金残高	179,131百万円	188,614百万円	191,561百万円	196,789百万円	192,476百万円
有 価 証 券 残 高	112,359百万円	138,586百万円	143,860百万円	147,795百万円	155,003百万円
単体自己資本比率	11.82%	12.49%	12.66%	13.62%	14.29%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	15円(3.0%)	10円(2.0%)	10円(2.0%)	10円(2.0%)	10円(2.0%)
役 員 数	13人	14人	14人	14人	14人
うち常勤役員数	人8	9人	9人	9人	9人
職員数	316人	312人	302人	296人	288人
会 員 数	34,180先	33,800先	33,313先	32,751先	31,979先

■資金運用収支の内訳

(単位:平残・百万円、利息・千円、利回り・%)

種類		令和4年度			令和5年度			
性	平均残高	利息	利回り	平均残高	利 息	利回り		
資 金 運 用 勘 定	498,448	4,537,592	0.91	485,928	4,569,041	0.94		
うち貸出金	192,468	2,837,078	1.47	194,013	2,803,383	1.44		
う ち 預 け 金	147,345	200,883	0.13	131,842	191,390	0.14		
う ち 有 価 証 券	154,087	1,450,819	0.94	156,297	1,528,144	0.97		
資 金 調 達 勘 定	482,912	73,516	0.01	469,849	68,217	0.01		
う ち 預 金 積 金	452,986	51,619	0.01	462,809	48,828	0.01		
うち借用金	29,738	20,961	0.07	6,857	18,475	0.26		

⁽注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度121百万円、令和5年度306百万円)を、控除して表示しております。

業務粗利益・業務純益など

■受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

							令和4年度		令和5年度		
						残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受		取	;	利	息	205	△342	△137	20	11	31
	う	ち	貸	出	金	31	△72	△41	24	△57	△33
	う	ち	預	け	金	△33	22	△10	△22	13	△9
	う	ちず	有 価	証券	等	207	△292	△85	19	55	74
支		払	;	利	息	△7	△5	△12	△59	54	△5
	う	ち	預 郐	金 積	金	2	△13	△10	1	△4	△2
	う	ち	借	用	金	△10	8	△2	△61	59	△2

⁽注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

■業務粗利益及び業務粗利益率

		(単位:千円)
	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	4,464,076	4,500,823
資金運用収益	4,537,592	4,569,041
資 金 調 達 費 用	73,516	68,217
役務取引等収支	358,788	352,164
役務取引等収益	745,607	746,838
役務取引等費用	386,818	394,674
その他業務収支	70,628	54,031
その他業務収益	84,614	66,608
その他業務費用	13,985	12,577
業務粗利益	4,893,493	4,907,019
業務粗利益率	0.98%	1.00%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位:千円)

						令和4年度	令和5年度
業		務	糾	į	益	1,488,733	1,489,310
実	質	業	務	純	益	1,460,964	1,494,291
	ア	業	務	純	益	1,446,496	1,490,721
			務 的損益		_	1,326,466	1,436,334

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 - 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 天具未務料益ー未務料益十一版員問う日本株人額
 コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券 売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■経費の内訳

(単位:千円)

					令和4年度	令和5年度
人		件		費	2,170,478	2,165,666
物		件		費	1,183,168	1,177,758
	事	務		費	519,008	548,261
	固定	資	産	費	253,546	218,489
	事	業		費	111,736	118,718
	人事	厚	生	費	29,096	32,556
	有形區	固定資	産賃	遺却	185,327	173,947
	無形區	固定資	産貨	遺却	21,677	21,046
	預金	保	険	料	62,775	64,738
税				金	102,749	92,019
合				計	3,456,396	3,435,444

■利益率・利鞘(資金運用利回・総資金利鞘)

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.91	0.94
資金調達原価率	0.72	0.74
総 資 金 利 鞘	0.18	0.19
総資産経常利益率	0.20	0.27
// 当期純利益率	0.15	0.19

(注) 総資産経常(当期純)利益率= 経常(当期純)利益 総資産(除<債務保証見返)平均残高

■預証率

(単位:

_									(羊位:70)
								令和4年度	令和5年度
Ī	期	末	Ę	預	=	E	率	32.75	34.14
Ī	期	中	ग	均	預	証	率	34.01	33.77

(注) 預証率= 有価証券 預金積金+譲渡性預金 ×100

■預貸率

(単位:%)

					令和4年度	令和5年度
期	末	預	貸	率	43.60	42.39
期	中平	均	預貸	率	42.48	41.92

(注) 預貸率= 貸出金 預金積金+譲渡性預金 ×100

預金等に関する指標

■預金積金·譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

						(単位:日万円)
					令和4年度	令和5年度
流	動	性	預	金	284,232	298,920
<u> </u>	á	座	預	金	1,488	1,649
聖	-	通	預	金	281,333	295,912
則	Ì	蓄	預	金	1,380	1,347
追	Ē	知	預	金	29	10
定	期	性	預	金	167,272	162,332
5	ち固	定金和	定期	預金	161,530	157,064
ð	ち変	動金和	定期	預金	48	46
そ		の		他	1,481	1,556
合				計	452,986	462,809
譲	渡	性	預	金	_	_
総		合		計	452,986	462,809

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動 する定期預金

■定期預金残高

(単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
定	期	預	金	159,509	155,083
固	定金和	1定期	預金	159,458	155,038
変動金利定期預金			預金	50	44
そ		の	他	1	1

■預金者別預金残高

(単位:百万円·%)

				令和4	年度	令和5	年度
個	人	預	金	347,348	(76.97)	350,847	(77.27)
法	人	預	金	70,173	(15.55)	70,194	(15.46)
公	金	預	金	33,667	(7.46)	32,944	(7.25)
金	融 機	関預	金	73	(0.01)	10	(0.00)
合			計	451,263	(100.00)	453,996	(100.00)

[※]譲渡性預金を含みません。

■常勤役職員1人当り預金・貸出金残高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
預	金	1,479	1,528
貸	出	645	648

■1店舗当り預金・貸出金残高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
預	金	18,802	18,916
貸	出	8,199	8,019

■内国為替取扱実績

(単位:億円(件数))

区	分	令和4年度	令和5年度
送 金 振 込	仕 向 為 替	4,250 (1,062,856)	4,433 (1,100,271)
//	被仕向為替	4,748 (1,187,379)	4,755 (1,188,517)
代 金 取 立	仕 向 為 替	25 (2,209)	0 (10)
//	被仕向為替	26 (2,042)	0 (15)
合	計	9,051 (2,254,486)	9,189 (2,288,813)

貸出金に関する指標

■貸出金平均残高

(単位:百万

					(単位:白万円)
				令和4年度	令和5年度
手	形	貸	付	9,872	10,244
証	書	貸	付	174,782	175,835
当	座	貸	越	7,520	7,627
割	引	手	形	293	305
合			計	192,468	194,013

■貸出金残高

(単位:百万円)

						令和4年度	令和5年度
貸		出			金	196,789	192,476
う	ち	変	動	金	利	86,909	85,999
ò	ち	古	定	金	利	109,879	106,476

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

 業 種		令和4年度			令和5年度	(単位・日月円・物)
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	273	9,296	4.7	265	9,016	4.7
農業、林業	53	1,575	0.8	50	1,704	0.9
漁業	_	_	_	_	_	_
鉱 業 、採 石 業 、砂 利 採 取 業	3	65	0.0	2	84	0.0
建 設 業	720	15,863	8.1	748	15,042	7.8
電気・ガス・熱供給・水道業	32	784	0.4	27	708	0.4
情 報 通 信 業	9	120	0.1	9	80	0.0
運 輸 業 、 郵 便 業	75	5,570	2.8	73	4,312	2.2
卸 売 業 、 小 売 業	563	13,007	6.6	554	12,121	6.3
金 融 業 、 保 険 業	20	23,733	12.1	20	24,906	12.9
不 動 産 業	451	16,221	8.2	442	15,853	8.2
物 品 賃 貸 業	4	375	0.2	4	402	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	88	987	0.5	94	975	0.5
宿泊業	33	2,015	1.0	30	1,715	0.9
飲 食 業	245	2,060	1.0	240	1,915	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	175	2,789	1.4	172	2,951	1.5
教育、学習支援業	28	1,705	0.9	30	1,746	0.9
医療、福祉	88	4,040	2.1	89	4,045	2.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	339	5,573	2.8	339	4,877	2.5
小	3,199	105,789	53.8	3,188	102,465	53.2
国 · 地 方 公 共 団 体 等	13	34,291	17.4	12	33,698	17.5
個人	12,033	56,709	28.8	11,646	56,313	29.3
合計	15,245	196,789	100.0	14,846	192,476	100.0

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円·(構成比%))

	使	途		令和4年度	令和5年度
設	備	資	金	98,334 (49.97)	97,741 (50.78)
運	転	資	金	98,454 (50.03)	94,734 (49.22)
合			計	196,789 (100.00)	192,476 (100.00)

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

		区	分	•		令和4年度	令和5年度
消	費	者		_	ン	11,959	11,744
住	宅			_	ン	44,704	44,512

^{2.} 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金に関する指標

■代理貸付残高の内訳

(単位:百万円・(件数))

区 分	令和4年度	令和5年度
信 金 中 央 金 庫	1,789 (95)	1,933 (99)
日本政策金融公庫(国民生活事業)	_	-
独立行政法人住宅金融支援機構	1,608 (215)	1,512 (195)
日本政策金融公庫(中小企業事業)	4 (1)	2 (1)
独立行政法人福祉医療機構	20 (73)	7 (32)
日本政策金融公庫(農林水産事業)	65 (2)	42 (1)
独立行政法人中小企業基盤整備機構	16 (3)	20 (6)
습 計	3,507 (389)	3,518 (334)

⁽注) 平成18年4月1日から、独立行政法人福祉医療機構が年金資金運用基金を承継しました。

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

		種		類				令和4年度	令和5年度
当	金	庫	預	金	積	ŧ :	金	369	317
有		価		証		:	券	0	0
動							産	379	291
不			動				産	34,641	33,829
そ			の				他	_	_
			計					35,391	34,438
信	用保	証	協会	・信	用	保	険	50,588	49,723
保							証	21,218	20,039
信							用	89,590	88,275
合							計	196,789	192,476

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

							令和4年度	令和5年度
当	金	庫	預	金	積	金	_	_
有		価		証		券	_	_
動						産	_	_
不			動			産	1,327	1,540
そ			の			他	_	_
			計				1,327	1,540
信	用保	証協	分	・信	用 1	呆 険	_	_
保						証	_	_
信						用	502	430
合						計	1,829	1,970

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

54ページをご参照ください。

■貸出金償却

(単位:千円)

		区分	}		令和4年度	令和5年度		
貸	出	金	償	却	_	_		

不良債権の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(单位:百万円、%)

			令和4	4年度					令和!	5年度		
区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額 (C)	貸倒 引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額 (C)	貸倒 引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2,227	2,227	1,147	1,079	100.00	100.00	2,475	2,475	1,449	1,026	100.00	100.00
危 険 債 権	6,216	5,361	4,759	601	86.24	41.29	6,093	5,321	4,786	534	87.33	40.92
要管理債権	269	95	81	14	35.44	7.65	301	111	103	8	37.05	4.18
三月以上延滞債権	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	269	95	81	14	35.44	7.65	300	111	102	8	36.89	4.17
小 計(A)	8,713	7,684	5,988	1,695	88.18	62.22	8,869	7,908	6,339	1,569	89.15	62.00
正 常 債 権 (B)	190,081						185,774					
総与信残高(A)+(B)	198,795						194,644					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する 債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 6. [正常債権] (B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」 以外の債権です。
 - 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券等に関する指標

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

		(単位:日万円)		
科目	令和4年度	令和5年度		
国 債	12,998	11,722		
地方債	20,999	26,313		
短期社債	-	_		
社債	79,441	76,976		
株式	2,408	1,927		
外国証券	24,304	24,376		
その他の証券	13,935	14,980		
合 計	154,087	156,297		

■商品有価証券平均残高

該当ございません。

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

 令和4年度
 1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超10年以内 10年超 期間の定め

		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
玉	債	_	_	_	_	_	10,996	_	10,996
地方	債	918	2,446	827	2,318	17,449	115	_	24,076
短期社	債	_	_	_	_	_	_	_	_
社	債	1,416	4,789	16,566	12,132	28,124	7,799	_	70,828
株	式	_	_	_	_	_	_	2,677	2,677
外国証	券	1,998	2,676	2,024	3,901	3,086	5,854	4,454	23,995
その他証	E券	_	_	_	_	_	_	15,220	15,220
合	計	4,333	9,912	19,418	18,352	48,660	24,765	22,352	147,795

令和5年度

口们	7十反								(単位:百万円)
		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
玉	債	_	_	_	_	_	10,603	_	10,603
地	方 債	2,419	28	2,603	8,208	13,493	99	_	26,851
短其	期社債	_	_	_	_	_	_	_	_
社	債	2,245	12,584	12,714	26,116	13,948	7,307	_	74,916
株	式	_	_	_	_	_	_	3,550	3,550
外 [国証券	397	3,040	2,949	2,977	2,412	5,038	5,415	22,231
その)他証券	_	_	_	_	_	_	16,849	16,849
合	計	5,062	15,653	18,266	37,301	29,854	23,049	25,815	155,003

■有価証券の時価情報

■1. 売買目的有価証券

該当ございません。

■2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		4壬米万			令和4年度			令和5年度	(羊瓜・凸/川 川
		種類		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
	玉		債	_	_	_	_	_	_
	地	方	債	500	503	3	2,500	2,515	15
時価が貸借対	短	期社	債	_	_	_	_	_	_
照表計上額を 超えるもの	社		債	_	_	_	_	_	_
AE/CO O O	そ	の	他	_	_	_	_	_	_
	小		計	500	503	3	2,500	2,515	15
	玉		債	2,024	1,995	△29	2,023	1,931	△91
	地	方	債	_	_	_	2,300	2,289	△10
時価が貸借対	短	期社	債	_	_	_	_	_	_
照表計上額を 超えないもの	社		債	30	30	_	30	30	_
<u>/</u> =/2:0:0:00/	そ	の	他	_	_	_	_	_	_
	小		計	2,054	2,025	△29	4,353	4,250	△102
合	計	-		2,554	2,528	△26	6,853	6,766	△86

⁽注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

^{2.} 上記の「その他」は、外国証券です。

■3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

子会社及び関連法人等の株式は保有しておりません。

■4. その他有価証券

(単位:百万円)

	1手 米石			令和4年度			令和5年度	(十匹・凸/기)/
	種類		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株	式	1,697	1,117	580	3,255	1,442	1,813
	債	券	6,536	6,476	60	4,855	4,822	33
貸借対照表	玉	債	_	_	_	_	_	_
計上額が取	地方	債	4,527	4,497	29	3,008	2,999	8
得原価を超え	短期社	上債	_	_	_	_	_	_
るもの	社	債	2,008	1,978	30	1,847	1,823	24
	その	他	15,740	14,329	1,410	17,572	16,026	1,545
	八	計	23,974	21,922	2,051	25,683	22,291	3,392
	株	式	963	1,114	△151	278	308	△29
	債	券	96,810	99,789	△2,978	100,662	104,556	△3,893
貸借対照表	=	債	8,971	9,700	△728	8,580	9,706	△1,126
計上額が取	地方	債	19,049	19,447	△397	19,043	19,534	△490
得原価を超え	短期社	上債	_	_	_	_	_	_
ないもの	社	債	68,789	70,641	△1,852	73,039	75,316	△2,276
	その	他	23,409	24,889	△1,479	21,463	22,666	△1,202
	小	計	121,183	125,793	△4,609	122,404	127,530	△5,125
合	計		145,158	147,716	△2,558	148,088	149,822	△1,733

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 - 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

内容	令和4年度	令和5年度
P) 台	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券(非 上 場 株 式)	16	16
投資事業有限責任組合等への出資	66	45
合計	82	61

■金銭の信託の時価情報

■1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

■2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

■3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度				令和5年度					
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	貸借対 照表計 上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
0	0	0	_	0	0	0	0	_	0

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引の状況

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引該当ございません。

有価証券等に関する指標

■金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

[主な分類商品] 上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

[主な分類商品] 地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者から

リスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、仕組債等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が

活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

Б Д		時	価	
区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金 銭 の 信 託	_	0	_	0
有価証券(その他有価証券)	15,521	123,835	_	139,356
うち株式	3,534	_	_	3,534
国	8,580	_	_	8,580
地方債	_	22,051	_	22,051
社	_	74,886	_	74,886
その他の証券(*1)	3,407	26,896	_	30,304
金融資産計	15,521	123,835	_	139,357

^{*1:}有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託はありません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は8.731百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する 適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。また、本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容 はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

■公共債引受額

(単位:百万円)

	科	目	令和4年度	令和5年度
玉		債	_	_
地	方	債	175	175
政	保	債	_	_
合		計	175	175

■公共債窓販実績

(単位:百万円)

科 目		令和4年度	令和5年度
長期利付国	債	_	3
中期利付国	債		_
個人向け利付国	債	168	274
	債	75	75
合	計	243	352

■公共債ディーリング実績

該当ございません。

^{*2:}重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

■1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

■1.日口食牛の情域に関する用小手項		(単位:百万円 			
項目	令和4年度	令和5年度			
コア資本に係る基礎項目 (1)		1			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,088	23,999			
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,699	1,671			
うち、利益剰余金の額	21,422	22,361			
うち、外部流出予定額(△)	33	33			
うち、上記以外に該当するものの額	_	△0			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	194	200			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	194	200			
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_			
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本順達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,282	24,200			
コア資本に係る調整項目 (2)	-, -	,			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	46	63			
うち、のれんに係るものの額		_			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	63			
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_			
適格引当金不足額		_			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_			
前払年金費用の額	113	126			
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		120			
会に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_			
SOUTICK 行びている他の金融成因子の列家資本調度子及の競 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		_			
ラ		_			
時定項目に係る10%基準超過額		_			
行と項目に示る10万条年起過敏 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_			
		_			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_			
特定項目に係る15%基準超過額		_			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		_			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	150	100			
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	159	190			
	22.422	24.000			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) (ハ)	23,122	24,009			
リスク・アセット等 (3)	150.660	157.004			
信用リスク・アセットの額の合計額	159,668	157,934			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー					
うち、上記以外に該当するものの額	-	2.072			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,072	9,979			
信用リスク・アセット調整額	_	_			
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-			
リスク・アセット等の額の合計額(二)	169,741	167,914			
自己資本比率					
自己資本比率((ハ)/(二))	13.62%	14.29%			

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

(1)日口資本の九天及に因する手項	今和	4年度	会和	(単位:百万円) 令和5年度		
	リスク・アセット	++-皮 所要自己資本額	リスク・アセット	カキル区 所要自己資本額		
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	159,668	6,386	157,934	6,317		
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	138,372	5,534	133,754	5,350		
現金	130,372		155,754			
36年 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_		
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_		
国際決済銀行等向け	_	_	_	_		
型は、大力・取り、中心・ウェー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	_	_	_		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_		
国際開発銀行向け	_	_	_	_		
地方公共団体金融機構向け	430	17	430	17		
我が国の政府関係機関向け	1,028	41	861	34		
地方三公社向け	97	3	92	3		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,489	1,379	31,322	1,252		
法人等向け	45,613	1,824	43,461	1,738		
中小企業等向け及び個人向け	36,673	1,466	37,030	1,481		
サインに来るのの及り個人のの 抵当権付住宅ローン	4.699	1,400	4,555	182		
私当権が任むローク 不動産取得等事業向け	4,099	17	296	11		
三月以上延滞等	71	2	124			
<u>二万以工連州寺</u> 取立未済手形	9	0	3	4		
	832	33	970	38		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	032	33	970	30		
	2 206	- 02	1 902	72		
出資等 	2,306	92	1,803	72 72		
西貝寺のエクスポーシャー 重要な出資のエクスポージャー	2,306	92	1,803	/ 2		
	11.676	467	12.002	- -		
上記以外 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	11,676	467	12,802	512		
TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入さ	2.007	112	4 274	170		
れなかった部分に係るエクスポージャー	2,807	112	4,274	170		
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係	724	28	685	27		
るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関	_	_	_	_		
連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	_	_	_	_		
上記以外のエクスポージャー	-	_	-	-		
②証券化エクスポージャー	981	39	887	35		
証券化 STC要件適用分	_	_	_	_		
非STC要件適用分	981	39	887	35		
再証券化	-	-	_	-		
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	20,302	812	23,288	931		
ルック・スルー方式	20,302	812	23,288	931		
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリス	_	_				
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	_	_	_	_		
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	11	0	4	0		
②中央清算機関関連エクスポージャー	1 10 070	0	0	0		
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,072	402	9,979	399		
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	169,741	6,789	167,914	6,716		

⁽注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(基礎的手法)の算定方法

/オペレーショナル・リスク相当額∖ 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

^{2. 「}エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

^{3. 「}三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び 中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

^{4.} 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を 算定しています。

■(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

エクスポージャー	-		ージャー期:		- 743+ 1 47501-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(12.733 750137	·		(単位:百万円)
エンスホーラヤー 区分	旧用リス	ノエノスホ							三月以上	-延滞
地域区分			その他のデリ のオフ・バラン	ットメント及び バティブ以外 /ス取引	債	券	デリバテ	ィブ取引	エクスポ-	ージャー
業種区分 期間区分	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国内	446,528	450,612	196,989	193,014	108,820	116,231	167	158	125	649
国外	20,053	17,236	_	_	20,053	17,236	-	_	-	_
地 域 別 合 計	466,582	467,848	196,989	193,014	128,874	133,468	167	158	125	649
製造業	33,432	32,770	9,441	9,169	22,682	22,579	-	_	14	219
農業、林業	1,664	1,818	1,664	1,818	_	_	-	_	7	8
漁業	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_
鉱業、採石業、砂利採取業	74	89	74	89	_	_	-	-	-	_
建設業	18,886	17,903	17,211	16,381	1,530	1,427	-	-	9	141
電気・ガス・熱供給・水道業	17,035	18,720	882	790	16,098	17,901	-	_	-	_
情報通信業	1,053	1,012	120	80	900	900	-	_	-	_
運輸業、郵便業	12,257	11,909	5,706	4,463	6,270	7,272	-	_	-	_
卸売業、小売業	16,357	15,705	13,807	12,891	2,298	2,598	-	_	-	25
金融業、保険業	175,526	177,362	21,965	23,314	24,614	23,706	167	158	-	_
不 動 産 業	19,449	20,394	17,625	17,477	1,796	2,889	-	_	-	83
物品賃貸業	375	403	375	403	_	_	-	-	-	_
学術研究、専門・技術サービス業	1,139	1,175	1,139	1,175	_	_	-	_	-	15
宿泊業	2,123	1,821	2,123	1,821	_	_	_	_	12	15
飲食業	2,433	2,271	2,433	2,271	_	_	_	_	5	17
生活関連サービス業、娯楽業	3,358	3,514	3,315	3,471	_	_	_	_	0	_
教育、学習支援業	1,759	1,781	1,759	1,781	_	_	_	_	_	_
医療、福祉	4,570	4,551	4,570	4,551	_	_	_	_	_	_
その他のサービス	7,238	6,157	6,106	5,426	1,100	700	_	_	_	53
国·地方公共団体等	82,375	84,006	34,315	33,727	48,059	50,279	_	_	_	_
	52,348	51,907	52,348	51,907	_	_	_	_	73	70
その他	13,122	12,569	_	_	3,522	3,212	_	_	_	_
業種別合計	466,582	467,848	196,989	193,014	128,874	133,468	167	158	125	649
1 年 以 下	62,725	90,168	21,103	19,961	4,032	4,799	-	-		
1年超3年以下	71,459	50,007	14,553	15,652	9,457	15,247	-	_		
3年超5年以下	37,798	40,388	16,594	14,338	19,540	18,440	-	_		
5年超7年以下	39,645	73,774	19,506	32,099	20,138	39,674		_		
7年超10年以下	91,164	60,985	40,400	28,720	49,763	30,464		_		
10 年 超	121,557	117,907	84,368	81,823	25,941	24,842	_	_		
期間の定めのないもの	42,232	34,615	462	416		_	167	158		
残存期間別合計	466,582	467,848	196,989	193,014	128,874	133,468	167	158		

⁽注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

^{2. 「}三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

^{3.} 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、国際機関発行の外国証券、現金等が含まれます。

(ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

(単位:百万円)

		令和4年度		令和5年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
期 首 残 高	218	1,694	1,913	191	1,848	2,039
当 期 増 加 額	191	1,848	2,039	196	1,725	1,921
当 期 減 少 額	218	1,694	1,913	191	1,848	2,039
目 的 使 用	_	141	141	_	227	227
そ の 他	218	1,552	1,771	191	1,620	1,811
期 末 残 高	191	1,848	2,039	196	1,725	1,921

(ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等)

(単位:百万円)

				個別貸價	到引当金					(単位・日万円)
業種	期首		当期均	 曽加額	当期源	載少額	期末	残高	貸出金	会償却
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	191	163	163	126	191	163	163	126	_	_
農業、林業	12	37	37	14	12	37	37	14	_	_
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
建設業	185	72	72	97	185	72	72	97	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
情報通信業	0	_	_	_	0	_	_	_	_	_
運輸業、郵便業	61	57	57	137	61	57	57	137	_	_
卸 売 業 、小 売 業	101	174	174	203	101	174	174	203	_	_
金融業、保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
不 動 産 業	304	398	398	318	304	398	398	318	_	_
物品質貸業	2	4	4	2	2	4	4	2	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	19	19	19	18	19	19	19	18	_	_
宿 泊 業	199	350	350	237	199	350	350	237	_	_
飲食業	20	17	17	14	20	17	17	14	_	_
生活関連サービス業、娯楽業	1	4	4	5	1	4	4	5	_	_
教育、学習支援業	23	_	_	1	23	_	_	1	_	_
医療、福祉	338	355	355	328	338	355	355	328	_	_
その他のサービス	27	20	20	39	27	20	20	39	_	_
国・地方公共団体等	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個 人	204	172	172	180	204	172	172	180	_	_
合 計	1,694	1,848	1,848	1,725	1,694	1,848	1,848	1,725	_	_

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

^{2.} 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

		エクスポー	ジャーの額		
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和4	1年度	令和5年度		
ラスフ フェイト 区ガ (70)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	
0%	-	107,585	_	118,139	
10%	_	22,910	_	22,618	
20%	132,807	61,477	168,156	24,302	
35%	_	11,798	_	10,990	
50%	37,463	265	34,663	137	
75%	_	50,240	_	50,065	
100%	3,200	38,435	2,299	36,105	
150%	_	63	_	47	
200%	_	_	_	_	
250%	_	332	_	321	
1,250%	_	_	_		
そ の 他	_	_	_	_	
合 計	173,472	293,110	205,119	262,728	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
 - ・格付投資情報センター(R&I)
 - ・日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ社(Moody's)
 - ・スタンダード&プアーズ社(S&P)
 - 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 - 3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
信用リスク削 減手法が適用された エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	369	317	49,495	45,402	-	_

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの充分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、保証としては、信用保証協会、住宅融資保険、全国保証(株)が該当します。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務手続きにより、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		(+12,0731.3)
	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
	_	_
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	_	_

		ク削減手法の効果を D与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額		
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
① 派 生 商 品 取 引 合 計	_	_	_	_	
(i)外国為替関連取引	_	_	_	_	
(ji)金 利 関 連 取 引	_	_	_	_	
(ⅱ)金 関 連 取 引	_	_	_	_	
(iv)株 式 関 連 取 引	_	_	_	_	
(v)貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	
(vi) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	
	_	_	_	_	
② 長期決済期間取引	_	_	_	_	
合 計	_	_	_	_	

⁽注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「余裕資金運用管理規程」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

■(5)証券化エクスポージャーに関する事項

(イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ございません。

(ロ.投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項))

●保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和4	1年度	令和5年度			
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引		
証券化エクスポージャーの額	1,950	_	1,727	_		
(i) 住 宅 ロ ー ン	_	_	_	_		
(ii) 自 動 車 ロ ー ン	_	_	_	_		
(iii) そ の 他	1,950	_	1,727	_		

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

^{2. 「}リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

❷保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	1				1			(単位・日月円)
		エクスポーシ	グャーの残高		所要自己資本の額			
リスク・ウェイト区分(%)	令和4	4年度	令和5年度		令和4	4年度	令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	_	_	_	_	_	_	_	_
15%~50%未満	949	_	727	_	12	_	9	_
50%~100%未満	1,000	_	1,000	_	26	_	25	_
100%~250%未満	_	_	_	_	_	_	_	_
250%~400%未満	_	_	_	_	_	_	_	_
400%~1,250%未満	_	_	_	_	_	_	_	_
1,250%	_	_	_	_	_	_	_	_
(i)カードローン	_	_	_	_	_	_	_	_
(ii)住宅ローン	_	_	_	_	_	_	_	_
(iii) そ の 他	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	1,950	_	1,727	_	39	_	35	_

⁽注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

❸保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ございません。

◆○証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

■リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、余裕資金運用方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーターに該当する取引については、現在行っておりません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- · 日本格付研究所(JCR)
- ・ ムーディーズ社(Moody's)
- スタンダード&プアーズ社(S&P)

^{2. [1,250%]}欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

■(6)出資等エクスポージャーに関する事項

(イ. 貸借対照表計上額及び時価等)

単位:古万四)

▽ 4	令和4	 年度	令和5年度		
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	
上場株式等	3,801	3,801	4,650	4,650	
非 上 場 株 式 等	1,651	1,651	2,270	2,270	
合 計	5,453	5,453	6,921	6,921	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和4年度	令和5年度
売	却	益	40	117
売	却	損	109	26
償		却	-	_

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額)

(単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
評	価	損	益	627	1,957

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

					(+6.6/17)
				令和4年度	令和5年度
評	価	損	益	_	-

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって 把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的な リスクの分析を実施し、ALM委員会において毎月検討しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他出資金等に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用管理規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の時価会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実 務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ー ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,851	26,706
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	_

■(8)金利リスクに関する事項

(イ. リスク管理の方針及び手続きの概要)

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクを重要なリスクの一つと認識し、計測対象を預金・貸出金・有価証券等とし、毎月月末を基準に計測を実施、経営陣へ報告を行うとともに、ALM委員会・リスク管理委員会において検討協議を行い、資産負債の最適化及び業務の健全性に向けたリスクコントロールに努めております。

金利リスクが過大となった場合は、有価証券売却等で金利リスクを削減する方針です。また取引によるリスク削減手法として、ヘッジ取引は行っていません。

口. 金利リスクの算定手法の概要

- ●開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE(金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、内示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。以下同じ。)並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - a.流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。
 - b.流動性預金に割り当てられた金利改定の最長の金利改定満期は、5年です。
 - c.流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

d.固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

e.複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、△EVE及び△NIIの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

f.スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

△EVEは、割引金利にスプレッド考慮して算出しています。△NIIの算出において、再投資のスプレッドは考慮していません。

g.内部モデルの使用等△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

h.前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算出方法に変更はありません。△EVEの減少は、預金残高の増加や貸出金残高の減少等によるものです。△NIIの減少は預け金残高の増加等によるものです。

i.計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、月次ベースで、金利リスクを計測し、自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制としています。またルックスルーが困難なファンドへのショック幅は、簡便的かつ保守的な方法で行っています。また、△NIIの計測にあたり追随率は、100%を使用しています。

- ②金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - a.金利ショックに関する説明

△EVE及び△NIII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、月次ベースで行うストレス・テスト等の実施にあたり、景気シナリオに基づく金利変動とし、結果をALM委員会等へ報告しています。

b.金利リスク計測の前提及びその意味(特に開示告示に基づく定量的開示の対象となる DEVE及び DNIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦のため、月次で金利リスクをVaRなどにより計測しています。部門別に配賦された資本の範囲内で半期ごとにリスク限度額を設定し、預金貸出金・有価証券などの商品毎のVaR(保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%)で計測されたリスク量が、リスク限度額内に収まるかモニタリングし、結果をALM委員会やリスク管理委員会に報告しています。

(単位:百万円)

IRRBE	3 1:	金利リス	スク								
								1		Л	=
項番								⊿6	EVE	ا∠ا	VII
								当期末	前期末	当期末	前期末
1	上	方 パ	ラ	レ	ル	シニ	フト	13,180	14,208	1,101	1,183
2	下	方パ	ラ	レ	ル	シニ	フト	0	0	0	0
3	ス	テ	イ	_	-	プ	化	10,657	11,610		
4	フ	ラ		ツ		 	化				
5	短	期	金	禾	IJ	上	昇				
6	短	期	金	禾	IJ	低	下				
7	最			大			値	13,180	14,208	1,101	1,183
								7	т	/	\
								当	期末	前期	明末
8	自	己	資	4	Z	の	額	24,	009	23,	122

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 - 2. IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)は、市場リスクのうちトレーディング取引等を除くすべての金利に感応する資産・負債等の金利リスクをいいます。

開示項目一覧(信用金庫法第89条に基づく開示項目)

信用金庫法施行規則に基づく開示項目 :::::::::

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
(1)事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・・・・18
(3)会計監査人の氏名又は名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 会計 無重人の氏 石 文 は 石 物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.金庫の主要な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 金庫の主要な事業に関する事項
(1)直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・12、13
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる
事項
①経常収益・・・・・・・・42
②経常利益又は経常損失・・・・・・・・・42
③当期純利益又は当期純損失・・・・・・・・・42
④出資総額及び出資総口数・・・・・・42
⑤純資産額・・・・・・・・42
⑥総資産額・・・・・・・42
⑦預金積金残高・・・・・・・42
⑧貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
9有価証券残高・・・・・・・・・・・・42
⑩単体自己資本比率・・・・・・・42
⑪出資に対する配当金・・・・・・・42
②職員数・・・・・・・・・42
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
ア・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益除く。)・・・・43
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支・・・・・・43
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り及び資金利鞘・・・・・・・・・・・・・・・・・42、43
工. 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・43オ. 総資産経営利益率・・・・・・・・・43
カ. 総資産当期純利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・43 ②預金に関する指標
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高・44
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高・・・・・・・・・・・・44
③貸出金等に関する指標
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・・・・45
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高・・・・・・・45
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・・46
工. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高・・・・・・45
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合・・・・・・45
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・43
④有価証券に関する指標
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・48
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高・・・・・・・・48
ウ. 有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・・48
工. 預証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・43
4. 金庫の事業の運営に関する事項
(1)リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・19、22、23
(2)法令遵守の体制・・・・・・・・20
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況・・・5~10
(4) 金融ADR制度への対応・・・・・・21
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は
損失金処理計算書・・・・・・・36、37

(2)金庫の)有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額							
								
	②危険債権・・・・・・・47							
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)・・・・・・・・・・47								
④貸Ы	出条件緩和債権(貸出金のみ)・・・・・・・・・・47							
	常債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47							
(3)自己資	資本の充実の状況等							
①自己	ご資本の構成に関する開示事項・・・・・・・・・・・・・・・・51							
②定性	生的な開示事項							
ア.	自己資本調達手段の概要・・・・・・・・・・・14							
	自己資本の充実度に関する評価方法の概要・・・・・・・14							
	信用リスクに関する事項・・・・・・・・22							
I.	信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要・55							
才.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する							
	リスク管理方針及び手続きの概要・・・・・・・・・56							
力.	証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・56、57							
丰.	オペレーショナル・リスクに関する事項・・・・・・・・23							
2.	信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに							
	類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク							
	管理の方針及び手続きの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・							
ケ.	金利リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・59、60							
	量的な開示事項							
	==							
	信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される							
	エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)・・・・53~55							
Ċ	信用リスク削減手法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・55							
I.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する							
	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
オ.	証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・56、57							
	出資等エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・・58							
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する							
٦.	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
П	金利リスクに関する事項・・・・・・・59、60							
	・							
	まりるものに関する取得画領文は突が画館、时画次O 計画損益 西証券・・・・・・・・・48、49							
	_{期間分}							
	バティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・54 当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・54							
	ヨ並の射木残高及び期中の増減額・・・・・・・・・54 賃却の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46							
	で順本の領 『貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理							
리 昇립	릚について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨・・・・・37							
6.報酬等に	関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に							
重要な影	響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの・・・・・・41							
<u> </u>								
金融F	再生法開示債権の開示項目							
1 全融面生	法開示債権の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
1 - 7F (4) 71 - 3 - 7 - 7	公内は、「肉1性・ソハハル							
4/3/42	◇/							
がご1し2	会に関する開示項目							
1.総代会の	仕組み ······ 16							
	者選考基準 ・・・・・・・・・ 16							
	任方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16							
	17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							

 5. 総代の氏名等・・・・・・・・・・17

 6. 属性別構成比等に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17



〒960-8660 福島市万世町1-5 TEL.(024)522-8161(代)



https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/